

第43回 神奈川相模原大会特集号

目 次

■大会テーマ・大会日程		2
■開会行事		
会長あいさつ	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長 定兼 学	5
相模原市副市長あいさつ	相模原市副市長 梅沢 道雄	6
来賓あいさつ	国立公文書館理事 福井 仁史	7
■総 会	全史料協事務局	8
■委員会報告		
調査・研究事業等について	調査・研究委員会 高村 恵美・林 貴史	10
■大会テーマ研究会 「公文書館法30年 一今、問われる公文書管理一」		
大会趣旨説明	大会・研修委員会	14
第1部 「地方自治体における公文書管理」		
報告① 公文書館法と公文書管理法が地方公共団体に求めるものとは	相模原市立公文書館長 飯田 生馬	14
報告② 鳥取県における市町村等と連携した歴史公文書等の保存と活用の取組	鳥取県立公文書館長 田中 健一	18
第2部		
「公文書館法30年座談会」および総合討論	大会・研修委員会	23
■ポスターセッション		33
■研修会		
A 視察B班（模原市立博物館・相模原市立公文書館）	山口市ふるさと創生部文化交流課市史編さん室 横沼 和也	40
B アーカイブズ入門—市町村アーカイブズの役割—	寒川文書館館長 高木 秀彰	42
C 市民協働によるデータベース構築—尼崎市の事例から—	尼崎市立地域研究史料館 西村 豪	44
D 豊田市の公文書管理—情報公開制度による歴史文書の公開—	豊田市総務部庶務課 八木 寛元	48
E 用田村伊東宗兵衛家文書の整理と活用	大磯町郷土資料館 富田三紗子	52
■大会参加記	東京都公文書館 中元 直子	57
	佐賀県公文書館 岩永 暁子	59
■第43回全史料協全国（神奈川相模原）大会を終えて	相模原市総務局総務部情報公開課 中村 昌宏	62
◇会員動向、お知らせ、編集後記		64

第43回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会
 神奈川県相模原市
 大会テーマ
公文書館法30年 一今、問われる公文書管理一



相模原市立公文書館

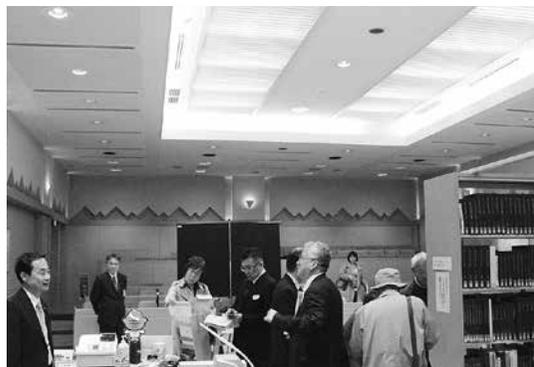


相模原市立博物館

- 期 日 平成29年11月9日（木）・10日（金）
- 会 場 杜のホールはしもと
ソレイユさがみ（相模原市立男女共同参画推進センター）
相模原市立公文書館・相模原市立博物館
- 主 催 全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）
- 共 催 相模原市
- 後 援 独立行政法人国立公文書館
相模原市教育委員会 神奈川県 神奈川県市長会
神奈川県町村会 デジタルアーカイブ学会
- 事務局 尼崎市立地域研究史料館（大会・研修委員会）

大会日程

11月9日(木)		11月10日(金)		
9:10	【研修会A】視察 (各班定員45名) A班：相模原市立公文書館 橋本駅集合 9:30 橋本駅解散 11:30 (予定) B班：相模原市立公文書館、市立博物館 淵野辺駅(横浜線)集合 9:10 橋本駅解散 12:15 (予定)		9:00	受付 (7階ホワイエ)
11:00	受付 (7階ホワイエ)		9:30	【調査・研究委員会報告】 (ホール) 「公文書管理及び保存の実態調査について -災害時作成文書を中心に-」
12:15	移動・昼食・休憩 展示・ポスターセッション (7・8階ホワイエ)		10:10	休憩
13:00	【研修会B】 高木 秀彰 氏 (寒川町) (7階ホール)	【研修会C】 西村 豪 氏 (尼崎市) (8階多目的室)	10:20	【大会テーマ研究会 第1部】 「地方自治体における公文書管理」 報告① 飯田 生馬 氏 (相模原市) 報告② 田中 健一 氏 (鳥取県)
14:00	休憩		12:00	昼食・休憩 展示・ポスターセッション (7・8階ホワイエ)
14:10	【研修会D】 八木 寛元 氏 (豊田市) (7階ホール)	【研修会E】 富田三紗子 氏 (大磯町) (8階多目的室)	13:20	【大会テーマ研究会 第2部】 「公文書館法30年座談会」 コメンテーター 水野 保 氏・新井 浩文 氏 蓮沼 素子 氏・早川 和宏 氏 聞き手 定兼 学 氏・松崎 裕子 氏
15:10	休憩		15:00	休憩
15:30	総会 (ホール)		15:15	【総合討論】
17:20	移動		16:20	閉会行事
17:30	交流会 (ソレイユさがみ)		16:30	
19:30				



視察（相模原市立公文書館閲覧室）



受付



総会



交流会



大会テーマ研究会第2部 座談会



活動報告



展示・ポスターセッション



閉会行事（相模原市から沖縄県へ）

開 会 行 事

会長あいさつ

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
会長 定 兼 学

開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

先程来、「全史料協」とたびたび発言しておりますが、ご存知のとおり正式名称は全国歴史資料保存利用機関連絡協議会です。しかし、わたくしが先ごろの会報で提案したことを受けてくださり、今回は「全史料協」で通させていただきます。

大会開催にあたりましては、相模原市様をはじめ、関係者の皆さまにずいぶんご尽力いただき、ありがとうございます。また、全国からお越しいただきました皆さま、ありがとうございます。この大会に参加され、留守にされた皆さまのところは大丈夫でしょうか。職場や利用者を待たせることになってはいませんか。しかし、それらを差し置いても、わざわざ参加するだけの意義ある大会だと、わたくしは思っています。

この開会セレモニーにあたりましては、相模原市の梅沢副市長様、国立公文書館の福井理事様に御臨席いただき、お言葉を頂戴できます。お忙しいところ、大変ありがとうございます。

さて、神奈川県での全史料協の大会は、第20回大会を横浜市開港記念会館で開催しています。わたくしはそこで、大変感動したことを覚えています。393名という大勢の参加者と、登壇者のインパクトのある講演や報告等を聞き、そこには夢と希望にあふれた「公文



定兼会長

書館世界」がありました。あれから23年たった今、わたくしたちはどういうことになっているのか、ちょっと考えるところがあります。当時第一線で活動されていた藤沢市文書館の高野修先生はじめご当地の諸先輩方が今回お越しいただいているので、いろいろとお話をうかがってみたいと思います。

ところで、今大会に参加の皆さまは、公文書館だけでなく、図書館、博物館、自治体史編纂、大学アーカイブズ、さらには企業、保存関係、史料ネット等、いろんな立場の方々がいます。取り結ぶ言葉は、やはり「資料」だと思います。様々な資料に対し、様々な思いが入り混じり、この大会は展開します。また、第一線を退かれた方、ベテラン、中堅、初めての方でも思いは違いましょう。それぞれの思いの射程は異なりますが、資料に対する熱い思いは同じであり、共通しています。

しかしながら、この「思い」、わたくしはこれを「アーカイブズ精神」といいますが、これが本当に国民に浸透しているのか。ちょっと乏しいのではないかと。皆さん昨今の報道

等をみて、憤ることはありませんか。わたくしは正直、ちょっと憤っています。そこで言わせていただきます。わたくしたちこそが範を示そうではありませんか。思い上がりかもしれないませんが、そういう気持ちを持って、この大会を、そして日常を過ごしたいと思いません。

もう一つ、壇上からですが、大事なお願いがあります。わたくしは会長となってまだ7ヶ月ですが、次期役員のことについて、この会期中に調整させていただこうと思います。したがって、皆さまのうちで、この全史料協を役員として支えてみよう、変えてみようという気持ちを持たれた方、機関の方は是非声をかけてください。また、わたくしからの声かけにも快く応じていただきたいと思います。どうぞよろしくお祈りします。

大会冊子に書いた「開催にあたって」の挨拶とは全く違う話をしましたが、皆さまにとりまして、実りある大会となることをお祈りしまして、挨拶とさせていただきます。



開会セレモニー

相模原市副市長あいさつ

相模原市副市長 梅 沢 道 雄



梅沢相模原市副市長

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました相模原市副市長の梅沢でございます。

本日はお忙しい中、相模原市までお越しいただき、誠にありがとうございます。

開催市を代表いたしまして、ご挨拶をさせていただきます。

相模原市は、ご案内のとおり平成18年から19年にかけて、森林や水源などの豊かな自然を有する津久井郡4町と合併し、都市機能と自然が共生する新しいタイプの都市となりました。

その後、平成22年4月に全国で19番目となる政令指定都市へ移行し、現在は首都圏南西部における広域交流拠点として、人と自然、また産業が共生する活力あるまちづくりを進めるため、様々な施策を実施しているところであります。

本会場である橋本駅周辺では、我が国の新たな大動脈となるリニア中央新幹線の新駅が設置されます。既に工事は始まっておりますが、残念ながら、なにぶん大深度、浅深度の地下工事であり見ることはできません。平成

39年開通予定で、名古屋まで35分、品川駅まで7～8分で行ってしまいます。これは、大きく日本の交通ネットワークが変わって来るのではないかと思っております。また、隣接するJR横浜線の相模原駅では在日米陸軍の一部返還地で新たなまちづくりを展開しており、さらには小田急多摩線の延伸という大きなプロジェクトも始まっております。また、首都圏3環状道路のひとつであります圏央道の2つのインターチェンジ周辺における新たな産業拠点の整備など、50年、100年先を見据えた未来に向けたまちづくりを現在進めているところでございます。

さて、本題の公文書管理についてですが、公文書管理条例を制定し、平成26年4月に施行するとともに、条例の実効性を高めるため、歴史的公文書を集中管理し、市民等が実際に閲覧等を行う拠点として、同年10月に公文書館を設置しました。

本市の公文書館の特徴は、既存施設である旧城山町の議場を有効活用したところです。議員席、傍聴席等を当時のままにして、閲覧や講演会等に使用している、という状況であります。

さて、本日の「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（神奈川相模原）大会」は、全国の歴史資料の保存・利用を行う機関の皆様が一堂に会する場でございます。

各機関が抱えている諸課題につきまして、皆様方の忌憚なきご意見やご協力を賜り、情報の共有化と課題解決の一助になればと考えております。

結びになりますが、今回の大会が、各機関の一層の交流と連携を深め、実り多きものとなりますとともに、今後の皆様方のますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

来賓あいさつ

国立公文書館理事 福井仁史



福井国立公文書館理事

みなさん、こんにちは。第43回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、全史料協全国大会の開催にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。

まず、このような盛大な行事に出席する機会を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。

本日、全国各地からお集まりの皆様方は、公文書やその他の記録の収集、整理などの実務や調査研究という、重要な業務に長く取り組んでこられた方々と承知しております。皆様の日頃のご労苦に対し、国立公文書館を代表しまして、心から敬意を表する次第であります。

また、本会場となりました相模原市は、平成26年に公文書管理条例を施行され、公文書館を設置されておられます。旧城山町議場を有効活用しての設置と承知しており、このような取組は、今現在、あるいはこれから公文書館の設置を検討中の各自自治体におかれましても参考になるものと、わたくしどもも注目しているところでございます。設立から3年

ということになります。相模原市立公文書館のますますのご発展をお祈りしております。

さて、今大会においてはテーマを「公文書館法30年—今、問われる公文書管理—」と設定され、このテーマのもと、研修会、報告等がなされると伺っております。

我が国では「公文書館」という言葉がようやく近年人々の間に根付きはじめたかと思っておりますが、今を遡ること30年前、いわゆる非現用の公文書を扱う公文書館という概念を国会の意思として法律で定めたことについては、関係者の先見の明に今更ながら敬意を表さざるを得ません。特に、全史料協初代会長であり参議院議員の岩上二郎先生には、法律制定過程において大変なご苦勞があったと想像しております。

しかし、この画期的な法律があったからこそ、その後の「行政機関の保有する情報公開法」や「国立公文書館法」、そして「公文書等の管理に関する法律」といった、各種の行政文書や歴史文書を巡る法律の制定に繋が

り、いまようやく諸外国並みの法制度が整ったものと考えております。そういう状況の中で、公文書館法の制定30年をテーマとした本大会での議論や情報交換の成果を、ご参加の皆様が、今後それぞれの立場で活かされることと、さらにそれを通じて、我が国の公文書館活動、公文書管理活動がますます発展していくことを期待しております。

わたくしども国立公文書館としても、今後とも、本協議会をはじめとするアーカイブス関係機関及び関係者の皆様とともに、公文書館活動のさらなる振興を目指し、例えば展示会の共同開催や研修実施、あるいは職務基準書の策定など、さらに連携協力の輪を広げて参りたいと思います。

最後になりましたが、皆様方の一層のご活躍と全国歴史資料保存利用機関連絡協議会のますますのご発展を祈念し、わたくし及び国立公文書館の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

総 会

◆総会の概要について

議長には、杉山正司氏（埼玉県立文書館）及び森本祥子氏が選出された。

◆議 事

議事の概要は以下のとおりである。

(1) 平成28年度事業報告、決算報告及び監査報告について

会長事務局から、会長事務局、副会長事務局及び各委員会の事業報告及び決算について説明を行った。

特に、平成28年度は、内閣総理大臣あてに「平成28年度熊本地震被災地における公文書



総会

等の保全・保存事業に関する要望書等の提出について」を送付したこと、及びICA ソウル大会に会長及び副会長が参加したことなどが報告された。

また、決算報告では、収入の状況及び各委員会等の主な支出について概要が報告された。今回の決算では、操出金の300万円を50周年事業積立金として特別会計へ繰り出し、管理していることが報告された。

質疑等は特になかった。

田中監事から監査結果の報告が行われた。議案は原案どおり承認された。

(2) 平成29年度事業計画及び予算について

会長事務局、副会長事務局、各委員会からそれぞれ事業計画の説明を行い、続いて会長事務局から予算の説明を行った

予算案については、一般会計から50万円を繰り出し、特別会計に積み立てる旨の説明がなされた。議案は原案どおり承認された。

【質疑等】

Q：資料に掲載されている平成29年8月31日現在の会員数と、平成29年度予算で計上された会員数とは差異がある。予算はどこを基準に計上されたのか。

A：平成29年度予算については、平成28年度末の会員数を基に、平成29年度の会員数を見込み計上している。

◆報告

報告の概要は以下のとおりである。

(1) 第22期（平成29年度）役員等について

会長事務局から第22期（平成29年度）役員及び各委員会の構成について報告があった。

(2) 会員数の現況

会長事務局から平成29年8月31日現在の会員数及び新規入会機関会員の報告があった。

(3) 2018（平成30）年度総会・第44回全国大会について及び新規会員の勧誘等について

会長事務局から、総会の開催時期については、これまでも総会、役員会で議論がなされてきたところであるが、平成30年度総会については全国大会との同時開催を見直し、分離して行うこととする。総会は平成30年6月14日（木）に岡山県立記録資料館において、全国大

会については平成30年11月8日（木）・9日（金）に沖縄県市町村自治会館において開催する予定との報告があった。また、新規会員の勧誘については、会長・副会長による未加入の公文書館の訪問や、未加入府県の公文書館等へ「入会のお誘い」文の送付など、新規会員獲得へ力を傾注している旨の報告があった。

(4) 地域別協議会活動報告

関東部会・近畿部会の活動について、それぞれ両部会長から報告があった。

【質疑等】

Q：機関会員で退会したところはどこか。

A：国立水俣病総合研究センターと東大阪市人権文化部文化国際課市史料室である。

Q：次期総会と全国大会を分離開催とし、総会を早期に開催することは、総会は当該年度の活動方針等を決める場であることなどからこれまでも要望していたことであるが、日程が未だ予定であるならば、会員のスケジュール調整等からも好ましくなく、日程は早く決定してほしい。また、これを多くの会員の参加を得て絶対に成功させなくてはならない。総会の早期開催は、今後も継続されることも要望する。

A：6月の総会開催を定例化することは、2年毎の役員改選により新役員が引継した年は事務局が大変な負担になることからなかなか難しいが、来年度は6月14日（木）岡山県において総会を開催することは決定している。来年度の開催についてはぜひ成功させたいと思っているので、会員の皆様にもよろしくお願ひしたい。

最後に、佐藤副会長による閉会のことばで総会が終了した。

（記録：全史料協会会長事務局 堀 義和）

委員会報告

調査・研究事業等について

調査・研究委員会 高村 恵美・林 貴史

調査・研究委員会では、4月から新たな委員が委嘱され、2か年にわたる調査・研究テーマの検討を重ねてきた。テーマの決定に際しその趣旨を説明し、会員との情報共有を図るため、大会において報告することとなった。また、事務分掌の一つである災害支援について、9月に発生した台風18号の河川氾濫に伴う大分県津久見市役所の浸水による被災文書に対し、初期処置指導の報告も行った。

公文書管理及び保存の実態調査について —災害時作成文書を中心に—

はじめに

多くの人的・社会的被害とともに、少なくとも文化財が消滅した東日本大震災から間もなく7年を迎える。その後も熊本地震、関東東北豪雨、鳥取中部地震、九州北部豪雨、大型化する台風の被害など、大規模な災害が相次いでおり、一日も早い復旧が望まれるところである。

これらの災害で被災した公文書や民間史料は、多くの人々の尽力により現場から救出され、現在までその復旧作業が続けられており、その成果も着実に積み上げられてきている。一方で、災害に伴って作成された公文書はどのように取扱われているだろうか。大規模災害にどのように対応したか、その貴重な記録が失われることなく適正に管理されるよう、改めて検討しなければならない時期がきているのではないだろうか。

平成29・30年度調査・研究委員会では「公

文書管理及び保存の実態調査について—災害時作成文書を中心に—」と題して、大規模災害への対応に関する公的記録の管理状況について調査を行いたいと考えている。

1 調査の趣旨

東日本大震災への対応で作成された公文書に対しては、内閣府が国の行政機関向けにその適切な管理と保存を指示しており、これに倣った対応をとった地方自治体もあった。しかし、その運用については考え方や取扱いにばらつきがあるのが現状である。

また、平時には文書主管課が管理している公文書であるが、災害時に作成された文書では、危機管理課などの災害対応主管課との連携の有無も問題となるであろう。東日本大震災から7年が経過し、保存年限3年及び5年の文書はその満了時期をすでに迎えている。それらの文書が評価選別を経て、どのような保存管理状況にあるのか、注視される場所である。

一例を挙げれば、去る10月26日に茨城県立歴史館で行われた、平成29年度公文書館機能普及セミナー兼市町村公文書管理担当者研修会において、事前に茨城県立歴史館が県内の44市町村向けに実施したアンケートでは、東日本大震災に関する公文書について、保存年限満了時にその取扱いについて何らかの配慮をしていると回答した自治体は全体のおよそ2割にとどまった。東日本大震災が発生した平成22年度、及びその主たる復興に着手された同23年度に作成された5年保存文書は、す

でに保存年限の満了を迎えた。それら震災関連の公文書は、将来に活かされるべく、適正に保存されたであろうか。今後到来する10年保存文書の保存年限満了を前に、早急にその実態を調査し、今後の文書管理を再検討しなければならないだろう。

2 調査の内容

調査はアンケートを用いて行う。アンケートでは、はじめに、被災以前の文書管理の状況を知るため、平常時の文書管理の在り方について確認する。内容は、文書管理システム導入の有無、書庫の有無とその管理主体、保存文書の取扱い、文書台帳の作成時期などについて質問し、文書の作成原課と文書主管課とが、どのような関係で文書管理に関わっているかを確認する。

次に、東日本大震災による緊急対応時に作成された災害関連文書の管理と保存について質問する。「緊急対応時」についてはおおむね大規模災害に係る避難所設置期間を想定している。避難所設置等により、災害対応主管課以外の課の職員も災害対応業務に従事し、災害対応関連文書を作成・収受することになる。文書の作成主体が災害対応主管課以外の課に広く分散することになった際、これらの文書が一元的に管理され、保存されるような取り組みがなされているか、その際に問題になっていることはなにかを検証するため、災害時作成文書の保存年限の設定、更に保存年限満了時の取扱いについて何らかの措置をとっているかなどの質問を設定する。災害を受けた緊急対応体制のなかでの、特に文書作成課と災害対応主管課との関係について意識した項目設定にしたいと考えている。

3 アンケート調査の対象

アンケートの対象としては、東日本大震災における災害救助法適用の市町村と都道府県を想定している。これ以後にも甚大な災害が

起きているが、災害から一定期間が経過し、文書の移管や評価選別時期を迎えていることで、文書の保存管理の問題が顕在化していることが想定されたため、東日本大震災の被災自治体にしばって調査を行いたいと考えている。

東日本大震災では沿岸部を中心に、内陸部まで広範な自治体が被災した。それぞれの被災の状況には大きな差があるため、東日本大震災において災害救助法の適用を受けた189の市町村とその所在する7つの県を対象をしばった（東京都については帰宅困難者の発生による適用のため対象から除外した）。そうすることで比較的被害の大きい地域の状況を知ることができ、課題がより明確になると考えられる。

4 調査の手順

調査のタイムスケジュールとしては、平成30年1月中旬に該当自治体にアンケートを送付し、同年2月末日までに回収、平成30年度中に結果を報告する予定である。

災害対応について

はじめに

調査・研究委員会では災害発生と同時に、当該地域の機関会員に対して被害状況調査を実施してきた。その多くは「被害なし」と回答され、その後の対応をすることはなかった。

9月17日に発生した台風18号に伴う大分県内の河川氾濫では、多くの冠水等の被害が発生し、報道で津久見市庁舎浸水情報を把握した。

1 支援への経緯

9月19日、かつて鬼怒川氾濫の被害経験がある常総市では、市街地や庁舎の冠水情報のあった臼杵市・津久見市・佐伯市の三市に対し、公文書レスキュー申入れをファックスで

行った。

一方、調査・研究委員会では、9月20日に大分県公文書館へ被害状況調査を依頼し、津久見市の被害と支援要望が確認された。

9月22日には大分県公文書館が津久見市への現地確認を実施し、公文書の被災が確認された。

大分県公文書館の現地確認をもとに津久見市への支援検討及び文化財防災ネットワーク・国立公文書館・常総市等との調整の結果、以下のように決定した。

支援内容

被災状況を調査するとともに、水損文書初期安定化処置を実施し、復旧作業方法の指導及び支援要請手続などのアドバイスを行う。

支援団体及び分担

全史料協	指導員の派遣 関係機関との調整
国立公文書館	資機材の提供
常総市	資材の提供 指導員派遣への協力
大分県公文書館	被災自治体との調整

初期安定化処置用資材 (300冊分)

ダンボール A4判大 600枚
平テープ 100M巻 白 15巻
キッチンペーパー 20パック
古新聞 4つ折 300日分

なお、常総市からは9月29日と10月5日の2回に分けて、支援資材を発送した。

9月27日には津久見市及び大分県公文書館と日程及び支援内容の調整を行い、10月2日から5日の4日間、調査・研究委員会委員で、常総市行政文書保全指導員林貴史を派遣することを決定した。

2 公文書被災状況

大分県公文書館では、9月27日に被災状況の調査を実施した。

その結果、被災公文書は福祉事務所関係

284冊、選挙管理委員会関係10冊の合計294冊であることが判明した。

被災状況の確認と同時に、福祉事務所内の会議室にまとめられていた文書を、劣化防止と乾燥促進を考慮し、机等の上に縦置きし、新聞紙を挟み込み、扇風機4台とクーラーによる除湿を行っている。

9月29日には被災公文書をインフォメーションセンター2階に移動し、保管及び作業場所を確保した。この時点では、水損等で開けない状態のものを除き、被災公文書には新聞紙を挟み終え、作業の優先順位を決定するために重要度で選別作業も実施している。



公文書被災状況 (福祉事務所の様子)
(大分県公文書館撮影)

3 作業内容

全史料協からの指導員は10月2日の午後、被災地に代行バスで到着した。到着後、直ちに被災公文書の状況を確認したところ、カビなどの繁殖は予想より軽微なものであった。津久見市職員2名と大分県公文書館員2名に対し、初期安定化の作業手順・処置用資材・カビ防護等のレクチャーを行った後、吸水資材の挟み込み、風乾効率向上のため並べかえを実施した。

10月3・4日の両日は、午前9時から午後4時30分まで吸水資材の挟み込みを6名で行い、初期安定化処置を終えた。

10月5日には、担当別に文書再配置を行った後、今後の作業工程及び作業上の注意点の

レクチャーを行い、午前11時30分には予定していた支援活動を終えることができた。また、終了後には市長へ面会し、作業や状況の説明、公文書管理への理解を要望することができた。



作業終了時の配置（大分県公文書館撮影）

4 まとめにかえて

津久見市への支援活動の際には福祉事務所の公文書が被災文書の中心であったため、福祉事務所の職員が行っているが、市側への働きかけにより、文書担当課や文化財保護担当職員も作業現場で状況を確認し、情報を共有することができたことは大きな成果といえよう。

全史料協の支援活動から1か月後には国立公文書館が現地に職員を派遣し、洗浄指導を行っている。国立公文書館による津久見市への指導は、全史料協の初期の支援活動がなければ困難なものになっただろうと聞き及んでいる。

今後、調査・研究委員会では、アンケート調査とともに、全史料協の公文書レスキュー活動のあり方を検討していきたい。

質疑・討論記録

青木睦（国文学研究資料館）：全史料協調査・研究委員会の大分県津久見市への災害レスキュー対応は、全史料協の活動として評価できる。国の文化財機構等とのネットワーク連携、また、常総市の水損に対する国立公文書館などの支援等、お互いに連携しての活動報告はよかった。アンケートや近畿圏内での大規模災害支援のあり方をまとめて情報提供しているので、適切に広報してほしい。

竹内雅之（大分県公文書館）：被災史料は、全史料協で乾燥、国立公文書館でクリーニングをしてもらった。今回の対象は常用文書であった。早い段階での対応ができたのでよかった。常用文書は乾燥作業中も利用しているので、今後、カビの発生等どのように手立てしていくのか課題もある。

柴田知彰（個人会員）：津久見市内の民間文書や企業文書はどうだったのか。

林貢史（調査研究委員会）：津久見市での民間文書の所在は把握がむずかしい。文化財は担当課が対応し、指定文化財や古文書に被害はなかった。一部図書館で被災があった。それ以外は把握していない。

柴田知彰（個人会員）：地域での水損へ対応は、住民との接点となる活動で、公文書館の活動等が根付くものとなる。

（記録：三重県総合博物館 藤谷 彰）

大会テーマ研究会 第1部

地方自治体における公文書管理

大会趣旨説明／報告①／報告②／質疑・討論記録

大会趣旨説明

大会・研修委員会

全史料協第43回全国（神奈川相模原）大会の大会趣旨を説明させていただきます。

今年は、公文書館法が成立して30年です。この節目の年にあたり、第43回大会のテーマを、「公文書館法30年－今、問われる公文書管理－」としました。

公文書館法が主として非現用文書を扱う公文書館について定めたのに対して、公文書管理法が施行された今日、現用文書の作成、管理、公開から歴史的保存・活用までを一体的に整備・運用していくことが、国や地方に求められています。

しかしながら、公文書管理法が地方に求める管理条例の制定や運用といった課題について、各地方団体の動きはかならずしも活発であるとは言えません。さらに、公文書館法が求める施設の設置や専門職員の育成・配置は今日に至るまで十分な進展を見ておらず、かつの“文書館後進国”という指摘が大きく改善されたとは言えないのが現状です。

こういった到達点をふまえて、大会テーマ研究会第1部は、公文書管理をめぐる相模原市と鳥取県の取り組み事例に学びます。そのうえで、第2部座談会は各世代・分野のコメンテーターにご登壇いただき、法施行後の30年をふりかえりつつ、現在問われる課題について議論します。全史料協として、さらには



大会趣旨説明 辻川委員長

日本のアーカイブズ分野全体として何に着目し、今後どう取り組んでいくのか。会場のみなさんもまじえて意見交換できればと思います。

（説明：大会・研修委員長 辻川 敦）

報告①

公文書館法と公文書管理法が 地方公共団体に求めるものとは

相模原市立公文書館長
飯田生馬

1 はじめに

ようこそ相模原市へ。今年の大会テーマ「公文書館法30年－今問われる公文書管理－」を主題にして、報告テーマ「公文書館法と公文書管理法が地方公共団体に求めるものとは」と題し地方公共団体に対して何が求められ責務をどのように果していくかについて報告いたします。昭和62年12月に公布された公



報告① 飯田館長

文書館法、あらためて何が規定されているのか、まず公文書とは何か、広辞苑によると「国または地方公共団体の機関または公務員がその職により作成した文書」、要するに国あるいは役所が作成した文書。偽造及び変造によって公文書偽造罪が成立する。公文書館の館（やかた）は公用の大きな建物と広辞苑に出ています。役人が作った文書で、それが入っている大きな建物というのが広辞苑で言われている公文書館ということになるのでしょうか。

2 公文書館法

第1条、目的規定では「公文書等」、「歴史資料」、「保存」、「利用」そして「公文書館」が出てきます。30年前にこれを作られた方たちは相当な労力と努力をしながらこの法律を作られたのだと思います。

第2条では「公文書等とは」という定義がおかれています。「国または地方公共団体が保管する公文書その他の記録」ということです。すなわち、「等」は「その他の記録」ということとなります。さらに「現用のものを除く」ので、現用文書以外の文書ということになります。

第3条では「国又は地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」というのが出てまいります。責任として果た

すべき務めとは誰に対してなのか、国であれば国民、地方公共団体であればその地域の住民に対してこの責務を果たさないとはいけません。それが何かというと、歴史資料として重要な公文書等の保存や閲覧などを負っているということが規定されています。「適切な措置を講ずる」とは何を以て適切とするのか。地方公共団体ごとに様々な考え方をしていくのだと思います。

さて公文書館です。公文書館法に基づく公文書館とは、ということが出てきます。公文書館は、歴史資料として重要な公文書を保管し、そして閲覧に供し、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設。このような順番で出てきます。公文書館法に基づく公文書館でなくても、歴史資料を収集し文書館とするという施設や部署もあるかもしれません。第2項では人的要件が出てきます。館長、調査研究を行う専門職員、その他必要な職員を置くということですが、専門職員は当分の間置かないことができるという附則があります。公文書館の要件は以上です。この要件を満たせば公文書館法に基づく公文書館として位置づけることができるということです。

どうやって設置するか第5条に規定されています。公文書館は、「国又は地方公共団体が設置する。」「地方公共団体の条例で定めなければならない。」したがって公文書館法に基づく公文書館は、国あるいは地方公共団体が設置をする、逆に言えばこの二つ以外は設置ができないし、条例で決めるということです。すなわち、相模原市立公文書館は設置条例の中に第5条を直接引用しています。第5条第1項の規定に基づき設置すると条例に規定しました。

では実際どれだけ公文書館が設置をされてきたか。全国公文書館長会議の会議資料では、都道府県35、政令指定都市9、市区25、町村5、合計74。これを多いとみるか少ないとみるか。これ以外にも実際設置・運営して

いる所もあるのでしょけれども一つの目安になります。

3 公文書管理条例

さて、平成21年公文書管理法が制定、平成23年施行されます。施行されて5年が経過しました。見直しの委員会も開催され報告が出され、年内には国会の議論を経てガイドラインの改正など出てくると思います。この公文書管理法のなかで公文書（行政文書）とは何かを規定しました。情報公開法ができる前までは、多くの団体で公文書公開条例を持っていました。平成11年に情報公開法ができ平成13年に施行されます。その時に公文書の定義が規定されました。それにならって多くの団体は公文書の定義を見直しました。以前は実施機関の職員が職務上作成し取得した文書であって、実施機関が管理するものです。何をもって管理なのか、今でも問題が起きます、電子メール、共用サーバーの中から組織共用の文書のことが出てきます。今メールを送ると必ず記録が残ります。昔は紙で書きましたからそこまでです。それでは組織共用だから全て該当するのかどうか、それは前段に立ち返らないといけない。実施機関の職員が組織的に用いる、大きなポイントがあるはずで。共用サーバーに残っているから全てが本当に組織共用文書なのかどうか。それは事例を基にして考えていかなければいけないことなのだろうと思います。

さて、公文書館法で「等」を決めました。現用でない文書をここで決めました。情報公開法で「組織共用」を決めました。これを受けて文書管理も政令で定めると決めました。文書管理を政令で定めたことで多くの自治体は政令に相応するものとして条例の委任に基づく規則として文書管理を定めることとなりました。そして公文書管理法です。

平成21年、公文書管理法の制定で第1条では「国民共有の知的資源」と出てきます。公

文書等が民主主義を支える国民共有の知的資源だという大きなこの力、これを国民から見ると「文書は国民の知的資源だ。」さらに「諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」すごい表現だと考えます。なぜかという、この説明責務というのは情報公開法の時代に出ました。アカウントビリティと言われていました。しかし、その時には「将来」という規定はありません。公文書管理法では、「将来の国民に説明する」ということが規定をされ、非常に力強い意義あるものと考えています。

さて公文書管理法は、総則、行政文書の管理、歴史公文書等の保存、利用などが規定されています。現用文書は情報公開法で請求ができます。ところが廃棄をされたら権利として利用することはできません。中には歴史資料として保存したところもあります。その団体の中で行政サービスの一環として地域の方たちにご利用いただくということで頑張っている団体もあります。それを法律にしたのが公文書管理法です。法律では現用・非現用文書について一つの法律のなかで一元的に規定がされました。

さらに歴史文書については、請求があった場合には利用させなければならない。行政機関に対しての義務です。国民に対しての権利です。義務と権利、法律だからこそできることです。行政サービスではなく、義務と権利が明らかに規定されるのです。

公文書管理に関する条例制定団体数は19。公文書館の数と比べてもらえますか。情報公開の時には進みました。第34条には「地方公共団体は、この法律の趣旨ののっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定しています。少なくとも必要な施策を策定して実施していかなければならない。そうでないと地域住民に対して説明ができない。努めるだけで何もやら

なくてよいなどということはあり得ません。条例制定とは言っていませんけれど、何らかの形でやっていかなければいけないのです。

4 相模原市の場合

相模原市の場合です。公文書管理条例を平成25年に制定しました。併せて公文書館設置条例を平成26年に制定しました。ソフト面での条例、ハード面での公文書館の設置と大きく二つに分けて取り組みました。

条例の特徴としては審議会でチェックがあります。選別基準の制定、改廃あるいは保存期間の延長、廃棄。特に廃棄する時に内部決裁処理だけで廃棄し、非常に簡便だとは思いますが、それで本当に良いのか？先ほどの公文書管理法の国民共有の知的資源という考え方からみて、もう一度見直して欲しいところです。やはりそこには第三者の目を経て、保存すべきものは保存していく必要があるのではないのでしょうか。その上で廃棄すべきものは廃棄していく。保存すべきものは例え経費がかかっても後世に残すべき重要な公文書として保存していくことが必要なのではないかと考えます。

レコードスケジュールについては文書作成の段階で㊟のマークがあるものは歴史的公文書として保存していくようにしています。さらに文書引継ぎ時に評価選別の再度判断します。そして審議会にかける。その審議会でもまたチェックを受けて三重のチェックをしています。

さて現用文書と歴史的公文書の請求の大きな違いは、目録になれば請求できないということと、時の経過です。情報公開請求は「何とかに関する一切の資料」で請求できますけれども、歴史文書に関してはそのような請求はできません。目録に無いと請求できない仕組みです。相模原市立公文書館には全国大会初日の視察で約100名の方に来ていただきました。建物全体が公文書館ではありません。

3階部分だけが公文書館です。旧城山町の町会議場を再利用したところです。再利用はなぜかという、経費が少なくすむからです。さらに公文書館法第5条第1項の規定に基づき設置すると公文書館法を引用しました。私たちの公文書館は公文書館法に基づく公文書館です。ですので決められたことをやらなければならない。その証の一つとして今回参加の皆さんに『公文書館紀要 創刊号』を配布させて頂きました。

館長は非常勤特別職、職員は週4日勤務の再任用、そして非常勤一般職。正規職員が誰もいません。週4日勤務の職員4人で6日間館を開けています。定数を付けないやり方で、経費は1,500万円、これが初期投資です。億ではありません。書庫が造れなかったので外部に温度・湿度の管理ができています。書庫を借りています。なぜかという、初期費用もありますが、ここに保存する文書は歴史的価値があるもので後世に残すべき重要な公文書として保存していくのですから、そのための経費はその時代の人たちだけではなく将来の市民にも負担をしてもらおう。受益と負担の適正化ということもあるからです。こうした方法でも公文書館はできるのです。一つの考え方、一つのやり方とっていただきたいのです。

5 これからに期待すること

これから地方公共団体は何をしていくのか。地域そして地域住民、その人たちと共に公文書館法と公文書管理法が何を言っていたのかもう一度振り返っていただき、そのためには条例がいいのか、今までどおり規則や内部の規程、訓令でいいのかどうか、文書管理ひとつをとっても内部の規程でいいのかどうかということ、もう一度よく考え直してほしいと思います。この公文書館法30年の年にあたって、ぜひ見直していただくことができればありがたいと思っています。

報告②**鳥取県における市町村等と連携した
歴史公文書等の保存と活用の取組**鳥取県立公文書館長
田 中 健 一

報告② 田中館長

はじめに

公文書館法が成立してから30年目の節目となる年に、鳥取県では「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」が施行された。公文書館法では、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。公文書館は……国又は地方公共団体が設置する。」とあるが、鳥取県内で公文書館を設置している市町村はひとつもない状況である。このような中で、鳥取県が新条例を制定し市町村等と連携して行っている歴史公文書等の保存と活用の取組を紹介する。

1 鳥取県立公文書館の概要

鳥取県立公文書館は、県庁から道路1本はさんだ至近の距離（約100m）に立地しており、鳥取駅からはバスで6分、鳥取空港からはバスで15分である。

建設の発端は、昭和54（1979）年11月に県史編さん審議会会長から知事に対し、「歴史文献資料・公文書の収集保存について」の建議が提出されたことで、その後、文書館設置調査会で検討を進め、平成2年10月に鳥取県立公文書館が開館した。

施設は、地上2階、地下2階、書架延長約7kmで、地下1階の書庫には、歴史公文書等約5万冊を収納し、地下2階の書庫には、行政刊行物、統計資料、寄贈・寄託資料、県史編さん収集資料等を収納している。

主な業務として、特定歴史公文書等や行政

刊行物・統計資料等の収集・整理・修復・保存・利用提供や常設展・企画展、各種講座、新鳥取県史編さん事業などを行っている。

2 鳥取県の公文書管理の取組状況

鳥取県では、平成24年4月に、都道府県で3番目の公文書管理条例となる「鳥取県公文書等の管理に関する条例」を施行した。

この条例により、公文書の作成・取得・分類・整理・保存・公文書館への引継ぎ・廃棄に至るまでの統一ルールを定めた。条例は、知事部局だけでなく、教育委員会、警察本部など15機関が対象で、簿冊管理簿の公表などを定めている。また、公文書の保存期間を、永年保存を廃止し上限30年保存としたことにより、全ての簿冊が評価選別対象となった。

本庁の簿冊は、1年間各所属で保管した後、文書管理の主管課である政策法務課へ引き継ぎ、保存期間が満了したものは、公文書館への廃棄協議を行うとともに廃棄予定リストの公表を行い、歴史公文書等として選別したものは、特定歴史公文書等として公文書館で永久に保存し、県民の利用に供することとなる。

保存している歴史公文書等は、知事部局が約4万6千冊、教育委員会、警察本部、各種委員会等知事部局以外が約4千冊、県議会が約600冊の合計5万冊余である。

平成16年に文書管理システムを導入し公文書を管理するとともに、政策法務課と公文書館では、職員が適切な文書管理事務を行うための研修会を毎年開催している。

3 鳥取県内の市町村の公文書管理の取組状況

平成28年4月から1か月をかけて、公文書館職員が県内全19市町村を訪問し、文書管理や書庫の状況等について、聞き取りと現地調査により確認した。

調査の結果、「市町村では、限られた人員体制で文書管理や選別の専門知識を持った職員が少ない」ことや、「書庫が満杯又はほぼ満杯の市町村が多く、作成した各課の担当の判断で歴史公文書等が廃棄される可能性がある」、「歴史公文書等の保存の手順が定まっている市町村は少ない」といったことが明らかになった。市町村からは、「現用文書の職員研修を実施してほしい」、「歴史公文書等選別に関する研修や実地指導を行ってほしい」、「文書管理の相談の窓口になってほしい」、「文書管理や選別の標準的なマニュアルを示してほしい」、「県に市町村歴史公文書等の複製物があれば災害の際はありがたい」といった要望があげられた。

また、書庫等の保存状況を調査したところ、各課ごとに書架を割り当てたり、分野別に割り当てたり、書架が不足して旧役場の議場に書架を設置したり旧保育園に文書箱に詰めて保存したり旧役場にコンテナに入れて保存したり、いろいろ工夫して保存している状況を確認した。旧役場文書は見たことがないという担当者が多かったが、実見すると、ほとんどの市町村で旧役場文書は保存されていた。

4 県立公文書館の在り方検討会議

平成28年2月県議会で、「市町村合併から10年がたち市町村の貴重な公文書等が廃棄さ

れる等の危機を迎えるものと思う。県として市町村をリードして適切な公文書の管理を進められないか。県立公文書館の設置管理条例は内向きの内容となっており、見直しを検討すべき」との質問があり、平井鳥取県知事が「文書の保管管理という機能だけでない公文書館の在り方というのを考える必要がある」と答弁し、これを踏まえて、鳥取県立公文書館在り方検討会議を設置することとなった。

検討会議は、東洋大学法学部教授・弁護士の高橋和宏氏を座長に、東京大学文書館准教授の森本祥子氏と県内行政機関代表者3名の計5名で構成し、5月から9月まで4回開催し、10月には高橋座長から平井鳥取県知事へ報告書が提出された。

報告書では、歴史公文書等の保存の基本的な考え方として、県が県内の歴史的に重要な文書の収集権を持つのではなく、「各自治体の歴史公文書等や地域の古文書等の原本は、各自治体又は地域（民間団体、個人）で保存することが原則」と報告された。さらに、「県内唯一の公文書館としてセンター的役割を果たし、市町村と連携・協力することと、歴史公文書等の保存主体となる県、市町村、県民の責務を条例上明記することの必要性」について報告書に盛り込まれた。また、「平時と災害時等に市町村と連携・協力すべき内容」や「公文書館が機能・役割を発揮するために求められる取組」、「公文書館・博物館・図書館の連携」について報告書に盛り込まれた。

5 鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例

検討会議の報告書を踏まえて、新たな条例を検討することとなった。

新条例制定に当たっては、市町村の首長又は総務部長、総務課長へ「県、市町村、県民等歴史公文書等の保有主体による適切な保存と利活用の責務等を定め、相互の連携と協力

により将来の世代へ引き継ごうとする条例案」について説明したところ、「責務という表現は重く感じられる」という意見があった一方、「重要で大事な話であり我々も悩んでいる」とか、「基本的に良いことなのでよろしく願います」等前向きな意見を多くいただいた。

また、条例案について、インターネットやチラシでパブリックコメントを行ったところ、「県民が保存・活用することについて義務を負わされることに反対する」という意見があった一方、「この条例の制定によって公文書館の一層の充実を期待する」とか、「努力規定ではなく……しなければならないとすべき」という意見をいただいた。

県議会常任委員会で条例案を説明した際には、「知る権利をぜひ入れてほしい」という意見をいただいた。

このような経過といただいた意見を踏まえ、11月議会で、歴史的に重要な公文書等の保存及び利活用に関する県、市町村、県民等の責務・役割と相互の連携・協力を定めた全国初の条例となる標記の条例が成立した。

条例の基本理念では、「歴史公文書等は、現在及び将来の県民全体にとって価値の高い知的資源であり、それぞれの保有主体が適切に保存し、及び利用に供することを原則としつつ、県、市町村及び県民等の相互の連携と協力により、将来の世代に引き継がなければならない。」としている。

そして、「県と市町村、県民の歴史公文書等の保存・利用に関する責務や役割」を定めるとともに、「災害時等歴史公文書等の滅失・破損のおそれがあると認められる時に県が保有主体と連携、協力して一時的な保管場所確保など適切な措置を講ずること」を定めている。

県立公文書館の設置管理に関しては、以前の設置管理条例の内容に加えて、「公文書館が県、市町村、県民等が相互に連携して行う

歴史公文書等の保存、利用に関する取組の中心的役割を果たすこと」と、「公文書館は、歴史公文書等の保有主体に対し、必要に応じ、保存、利用に関する専門的な情報の提供、技術的な助言等の協力を行うこと」を定めている。

6 県市町村歴史公文書等保存活用共同会議

新たな条例の理念に基づく取組を具体的に進めるための県・市町村の連携した取組のための組織として、県市町村歴史公文書等保存活用共同会議を平成29年4月25日に設置して、第1回会議を開催した。

共同会議では、市町村で共通する課題、テーマについて部会を設置することとし、市町村から希望の多かったテーマとして、歴史公文書等の標準的な評価選別基準を作成する評価選別部会と標準的な文書管理手順や規程を作成したり職員研修、電子決裁・文書管理システムの共同化を検討する現用文書部会を設置して検討を進めた。部会では、埼玉県立文書館学芸主幹新井浩文氏から、「埼玉県地域史料保存活用連絡協議会における県と市町村が連携した取組事例」を、三豊市文書館長宮田克成氏から「三豊市文書館における評価選別作業—三豊市における評価選別・保存活用、電子決裁等の取組等—」の事例を紹介していただき、議論の参考とさせていただいた。

5月には、歴史公文書等の保存の重要性や公文書館の役割をPRするため、「歴史公文書等保存条例制定記念シンポジウム」を開催した。シンポジウムでは、検討会議の座長を務めていただいた早川和宏氏に「歴史的に重要な公文書・古文書の保存と利活用とは」というテーマで講演をいただいたあと、沖縄県公文書館アーキビストの豊見山和美氏と鳥取短期大学非常勤講師の喜多村理子氏を交えて「残された戦時記録が語り出す」というテーマで鼎談を行った。

また、県内で発生した大規模な震災の発生

状況を振り返るとともに、歴史的に重要な資料の保存と活用の重要性について県民に理解を深めていただくため、県及び市町村が所蔵する資料を活用した鳥取大地震、鳥取県西部地震、鳥取県中部地震の巡回企画展を9月から10月にかけて県内4会場で開催した。

12月には、災害時の資料保存・修復に関する研修会（講師：国文学研究資料館准教授青木陸氏、修復士・修復工房 HATA Studio 経営秦博志氏）を開催する予定である。

7 災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画

検討会議報告書に基づく災害時の市町村との連携・協力について、県立博物館、図書館、埋蔵文化財センター、文化財課と協議を重ね、今年9月に標記の計画を策定した。

この計画は、市町村や県民等が所蔵する歴史的に重要な資料に滅失・破損のおそれがあり所蔵者等から要請があったときは、県の関係機関が連携・協力して資料救出・整理・保存等の支援を行い、県関係機関が所蔵する資料の滅失・破損が懸念され県から市町村に要請したときは市町村が支援するという基本ルールを定めたものである。

また、今年6月補正予算で、災害時の文書の救援活動に必要な中性紙保存箱、真空圧縮袋、エタノール等資器材の備蓄と県内の救援対象となる文書の所在情報調査を行うための予算を要求し、280万円余りが計上され、資器材の備蓄と市町村と連携した地域の歴史的に重要な文書の所在調査を進めている。

8 貴重な知的財産である歴史公文書等を将来の世代へ引き継いでいくために

今年の8月に県内市町村にアンケートを行ったところ、「公文書館法で「地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」ことが規定されていることを承知して

いるか」については、87.5%の市町村が承知していると回答している。

一方で、「評価選別する場所があるか」は、25%の市町村しか場所がなく、「評価選別を行うためにどれくらい時間が作れるか」は、年間20時間以下という市町村が半数を占め、「歴史公文書等を残すため文書管理主管課が意見する仕組みがあるか」は、あるのは4市町村であり、多くの市町村において、評価選別のための時間や場所が少ない厳しい状況にあることが確認された。

このような状況の中、県内唯一の公文書館である当館が、県内の歴史公文書等を県民の貴重な知的財産として将来へ引き継いでいくための中心的役割を果たし、県と市町村が連携・協力して取組を進めることにより、住民の知る権利を保障し行政の説明責任を果たすとともに、地域の歴史を知ることにより郷土に対する誇りや愛着を深め地域アイデンティティーを確立したり、地域の歴史を検証してより良い地域の未来へつなげるなど、地域の活性化、地域づくりにもつながっていけばと考える。



大会テーマ研究会 第1部

テーマ研究会（第1部）

質疑・応答記録

柴田知彰（個人会員）

飯田館長、田中館長にそれぞれ一つずつ質問をお願いします。

まず、飯田館長への質問ですが、秋田県の公文書館に勤めていた経験の中で行政委員会からの公文書の引継ぎになかなか苦労しました。鳥取県の公文書館長からも公文書管理条例ができてはなかなか地域と同じようなところまでできていない状況との事。市町村レベルでは行政委員会の文書の引継はどのような状況でしょうか。

次に田中館長への質問ですが、鳥取県内の市町村役場の公文書を調査されたということで、この調査について鳥取県のホームページに掲載されていないようですが、調査報告書の公表や市町村への公表などはどのような状況でしょうか。こういった調査は市町村への啓発に効果があると思いますがいかがでしょうか。

飯田館長（相模原市立公文書館）

私たちは基礎自治体ですから、議会及び執行機関ということになるのですが、やはり執行機関の中でも、例えば学校は元々が県の職域でして、私どもも政令指定都市に移行して今年から給与の支払も含めて全て市役所の所管になりました。しかし、どうしても未だに県の職員というような自治体が異なるとの意識を持ってらっしゃる方に、市のこうした条例を理解していただくには時間がかかる。これは情報公開制度、あるいは個人情報保護制度導入のときも同じだったと思います。執行機関として入っていますけれども、その引継ぎというものは、やはりそれなりに文書担当の本課は苦労して収集しています。また、評価・選別に当たっても文書科目表のとおり

行われているかどうかそれが全て引継ぎされてきているのかどうか苦労しているところです。ただ、学校教育部にも市役所の職員と同じ事務職がいます。そういった職員は異動で市長部局も含めていろいろな部署へ異動していきますが、そうした職員を通じて相模原市のルール、条例、規則、そしてそれぞれの委員会で決められた訓令これに基づいてやってもらうということを何度も何度も繰り返して少しずつですけれども、市長部局と同じレベルに合わせていくようだと思います。また、警察などの特殊なものは残念ながら私どもは持っていませんので、そういう意味で県のレベルに比べると合わせやすいと思っています。

田中館長（鳥取県立公文書館長）

鳥取県ですが、先ほどお話ししました鳥取県内市町村の調査の結果につきましては、「公文書館の在り方検討会議」の資料の中に入れて、検討会議でも公表しました。その際、マスコミも入っておいりましたので、ある市町村があまりやっていないという話が出て、市町村には若干ご迷惑をかけたこともありましたが、ただ、当時はしっかりやってなくても、今はしっかりやっていないといけませんし、市町村にも了解を取り、調査した内容については県の公文書館ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kobunsho/>）の「市町村等との連携・協力」の「県立公文書館在り方検討会議」の報告書の中の資料5として掲載しております、全体の状況や各市町村の状況がわかります。

（司会・記録：相模原市役所 中村昌宏）

大会テーマ研究会 第2部

公文書館法30年座談会

コメンテーター

水野 保氏

新井浩文氏（埼玉県立文書館学芸主幹）

蓮沼素子氏（大仙市総務部総務課アーカイブズ主査）

早川和宏氏（東洋大学法学部教授、弁護士）

聞き手

定兼 学氏（全史料協会長、岡山県立記録資料館長）

松崎裕子氏（全史料協個人会員）

質疑応答・討論司会

辻川 敦（大会・研修委員会委員長）

樺原直樹（大会・研修委員会委員）

座談会は、休憩時間をはさんで前半と後半の2部構成とした。前半は聞き手がコメンテーターのコメントを聞く形をとり、休憩時間に会場から質問票を集め、コメンテーター・聞き手をまじえた質疑応答と討論を行なった。

なお、後半部分の質問者名記載は、当日提出された質問票上の記載の通りとした。

〔前半・座談会〕

定兼 最初に少し自己紹介させていただく。私が最初に公文書にふれたのは岡山県史編纂室在籍当時の1983年、県庁のオフィスクリーン作戦で廊下にまであふれた廃棄公文書の選別・収集に立ち会った。公文書館法成立以前で全史料協の存在も知らず、この後「のぞましい文書館像」をテーマとする全史料協栃木大会（1986）に参加し、全史料協が提案する文書館法大綱案にふれることができた。翌1987年に公文書館法が成立し、ずっと年が飛んで2005年、同法を根拠とする岡山県立記録

資料館ができた。記録資料館の設立準備当時、県内市町村の調査を行なったが、各自治体の総務担当に公文書館法を知っている職員は1人もいなかった。記録資料館ができた2005年は全国的にみてもアーカイブズ元年と指摘されており、この頃からアーカイブズという用語が定着してきたと理解している。



大会テーマ研究会 第2部

松崎 私は、2008年からICA企業アーカイブズ部会の常任運営委員、2012年以降は日本の企業史料協議会の理事を務め、海外の企業アーカイブズの取り組みや課題等を国内に伝え、逆に日本の状況をICAに伝える仕事をしている。2つの問題意識を持っていて、ひとつは普及、つまり企業の中かでアーカイブズの価値や必要性をどう伝えるか。企業アーカイブズの担当者は数年で社内異動し、史料室に専門職がいるわけではなく、企業史料協で研修を受けて職務にあたるがスキルや知識が蓄積されない。海外企業のアーカイブズが企業活動の一環として機能するなか、グローバルな競争関係にある国内企業も同様の取り組みが必要であり、それが企業の社会貢献にもつながると指摘している。アーカイブズの

価値を企業にどう体感してもらうか、その価値を伝えることに努めている。去る10月25日の朝日新聞金融経済欄にアメリカのコカ・コーラ社のアーキビストが紹介され、広告広報面など社内で貢献する様子を報じている。あるいは今年5月、開館した大仙市アーカイブズを訪問し、土地問題に関する住民からのクレーム対応にアーカイブズ史料が役立つと総務課職員が言っていることを聞いた。こういうアーカイブズの組織内における有効性を関係者が実感できる、その積み重ねが重要だと思う。

問題意識のもうひとつは日本の「歴史資料」という考え方と海外のアーカイブズ概念とのずれである。今日のアーカイブズ学において、説明責任や法令遵守という側面と文化的側面について、国際的動向や現代的観点を加味しながらアップデートしていく必要があり、こういった点について、話し合うことができればと思う。会場のみなさんにヒントを持って帰っていただく、アーカイブズがあっただけよかったという論点を各職場に持ち帰ることができる、そういう場にしたい。

水野 私は東京都庁に入り、総務局総務部文書課に配属されたとき初めて公文書館の存在を知った。その後公文書館に異動したので、レコード・マネジメント部局からアーカイブズに移ったことになる。当時は記録史料学、アーカイブズ学、文書館学という言葉もなく、私自身学問的バックグラウンドはまったくなかったが、公文書館の仕事はおもしろそうだなと思って異動し、退職までほぼ30年間、この仕事をするようになった。

現職をはなれて10年たち、浦島太郎的な感覚だったが、この大会に参加して現実に引き戻された。午前中に報告があった鳥取県の事例のように、県と市町村が密接な関係のなかで事業を展開している新たな事例にふれることができた。座談会タイトルにある通り、公文書館法が作られ30年が経過した。30年は公文

書館の閲覧開始時期とも重なり、参議院法制局が法案を作った当時の文書を国立公文書館が保存しているのだろうか、座談会タイトルを見て思った。

公文書館法に先だつ1959年の日本学術会議による公文書散逸防止勧告に始まり、1960～70年代には学術会議の都道府県文書館設置・専門職配置・歴史的公文書保存等の勧告や史料協（全史料協の前身）の要望が続いた。1980年代に入り、茨城県知事から参議院議員となった岩上二郎氏の提案により参議院法制局が公文書館法案を作成し、全史料協は1985年に文書館法制定の要望書を提出し、翌1986年には独自の文書館法大綱案を発表している。

こうしたなか、内閣立法の受け手となる省庁がなく、岩上議員が中曽根康弘総理に相談し、議員立法になった。1987年に参議院法制局が第5次案まで作りヒアリングが行なわれ、全史料協も第3次案まではヒアリングを受けた。その後の過程で館設置経費補助の条文が消えたことは残念だった。法成立後、全史料協などが法・制度について取り組みを継続した。その多くが専門職問題であった点に、専門職を当分の間置かなくてもよいと定めた公文書館法の欠点が表れていると思う。

新井 私は埼玉県立博物館の学芸員として採用され、その後文書館に異動し4半世紀近く携わってきた。地方・地域から見た公文書館法の30年について、地方はどういう恩恵を受けてきたのか、埼玉県域を中心に紹介すると、ひとつには法以前にも自治体史編さんから館設置へという流れがあり、法がさらにこれを後押しした。法成立により、編さん室が公文書を集める根拠ができ、編さんのための収集から公文書館法に則った収集・保存・公開の流れの中で説明しやすくなった。館がなくても公文書館機能整備ということも、県庁組織内や市町村に対して言いやすくなった。

もう一点、埼玉県には県地域史料保存活用連絡協議会という団体があり、八潮市立資料

館の遠藤忠館長らが地域史料・地域文書館を提唱した。古文書など多様な地域史料を包括して地域文書館が収集・保存・公開するという考え方である。その受け皿となる館や組織を作るうえで法の存在が大きく、公文書館法を根拠法令として県や市町村が館を設置していった。埼玉県ではその後博物館施設の統廃合などがあり、文書館も古文書だけを扱う施設と見られがちななか、公文書館法があったおかげで生き残れた側面もある。公文書館法の条文には「公文書等」とあり、「等」には地域史料も含まれるという国の解釈が公にされたことが、編さん事業のなかで収集した地域史料の保存・公開を実現していくうえで大きかった。

とはいえ法施行後、かならずしも多くの市町村文書館が誕生したわけではなく、各自治体が公文書管理を行なううえで公文書館法が位置付けられているわけでもない。この点、公文書管理法施行以前と以後では大きく変化しており、地域史料の概念も変わってきている。平成の大合併や世代交代などのなか、地域の古文書等が散逸するなど状況が悪化しており、館を増やしていかないと危機的状況になるのではないかと考えている。同時に、現用文書から非現用収集・保存・公開の流れを再構築する必要も、法30年を機に感じている。

法成立20年の際、都道府県はほぼ館ができたので次は市町村、という話が出た。その後10年の現状が問われている。法を生み出した以上、育てるのも全史料協ではないか。どうすれば育てていけるのか、公文書管理法との関係性も含めて議論できればと思う。

定兼 水野さんには、文書館法が公文書館法になった経緯・裏話を教えていただければと思う。新井さんには、法成立と、図書館・博物館との兼ね合いについてお聞きしたい。

松崎 低成長・予算縮小のなか行政改革が進められる1980年代以降、国民にとってアーカ

イズが重要と説得力をもって説明していく必要があるなか、地域史料としての公文書ということでは国民は納得しないのではないのか。そういった議論はなかったのかお聞きしたい。

水野 公文書館法成立以前、全史料協は文書館法、学会議等は歴史資料保存法を提案した。岩上議員が働きかけて参議院法制局が法案を作るなか公文書館法になった。参議院の審議のなかで、公文書館という名称は公文書限定に感じられるという指摘があったが、政府は収集資料は「公文書等」なので公文書に限定はしていないと説明している。岩上先生がご存命なら、その際のお考えをお聞きしたかった気がする。

新井 最近の図書館は郷土資料専従の司書を置かなくなるなど、この分野が弱体化している。貸出実績で図書館が評価される流れのなか、郷土資料部門がかつてのように行政文書や古文書の保存・公開を担うことができなくなっている。博物館には専門学芸員が配置され古文書史料も扱うが、従来は地味な古文書を展示することへの消極性もあったのではないのか。最近はアーカイブズの知識も持つ学芸員が増え、展示されるようになってきたが、展示中心の見せ方で文書館とは異なる。行政改革の観点で言えば、かつて低コストで利用しやすく市民が求める複合館という議論があったが、再考する必要があるように思う。

蓮沼 最初にアーカイブズにふれたのは高校生のときのことで、受験勉強のため秋田県立図書館に通い、併設の公文書館は机がガラガラだったのを覚えている。これが一般から見た公文書館のイメージだと思う。その後大学で歴史を専攻し、明治期公文書を解読する授業の中で国立公文書館も見学した。大学院で初めて古文書や公文書整理のアルバイトを経験し、資料保存の重要性を認識した。その後宮城県公文書館に勤務し、整理されなければ利用できないこと、整理のためには専門的ス

キルが必要であることを理解した。

法30年を考えたとき、私が本格的にこの世界に足を踏み入れてから半分の15年になる。水野さんや新井さんから地域史料をめぐる運動の紹介があったが、私が勤務した宮城県公文書館は情報公開の流れのなかで設置され、この流れが現在の公文書管理法につながっている。地域史料より公文書重視の延長線上に公文書管理法があり、そういった時代の流れのなかで私はアーカイブズの世界に入った。

もう一点、市民の利用に供することが公文書館の重要な使命であるが、自治体公文書館は組織の文書を管理する組織内アーカイブズなので、市民の前に組織の利用に供し、それをどう市民に還元していくかが第一義的に重要だと考えている。記録管理からアーカイブズまでをどう管理するのか、館を作るのか公文書館機能を持つのか、条例を作るのか否かといった課題がある。加えて2011年に宮城で東日本大震災を経験し、沿岸部で多くの記録が失われたが、館自身も被災し何もできなかった。記録が失われたとき何ができるのかと強く思い、記録の意味や公文書館の必要性をきちんと勉強し発信できる力を持たなければと、2012年に学習院大学のアーカイブズ学専攻に進学した。しっかりと知識を身に付けて仕事をしなければと考えたからだが、専門職は日本では確立されておらず、この4月に大仙市アーカイブズで正規のアーキビストになるまで、14年間ずっと非常勤勤務だった。この会場にいるみなさんも、専門職の多くは非常勤なのではないか。この問題が解決しない限り、この仕事が重要だとどれほど考えても、非常勤のまま続けるのはむずかしいと思う。私自身、過去何度か転職を考えた。養成コースがある大学で学んだからといって専門職になれるわけではなく、そのスキルをはっきりさせることも必要で、このことがアーカイブズの存続にも影響している。

最後に、アーカイブズと言うと現用記録管

理がイメージできず用語もあいまいで、もう少し幅広い学問大系や用語が必要ではないか。大仙市では現用記録からアーカイブズまで地域史料も含めて記録を残していく、という意味でアーカイブズと名乗っているが、全体としてこのような記録の多様性にこたえる必要性が見えてきているので、30年を機に法律を見直すことも含めて考える必要があると思う。

早川 法律の観点からお話しさせていただく。公文書館法ができたことへの評価を新井さんからいただいたが、正直ないといけな法律だったのかと感じる。1959年の山口県文書館以来、法以前に国や自治体の文書館設置例があり、公文書館法は設置のための説得材料という意味はあっても、館設置上絶対的に必要な法律ではない。法成立以前は、設置予算を出す自治体首長などへの説得がむずかしかったということなのではないか。法律家の立場からすると、法としての位置付けが重い法律とは言えない。昨日、国立公文書館の福井理事から、公文書館法がその後の国立公文書館法や情報公開法、個人情報保護法につながったという話があった。しかし、公文書館法がなければこれらの法・制度はできなかったかということ、それだけの重みは持っていない。たとえば情報公開法は、公文書館法がなくても時代の流れとしてできていただろう。公文書館法を他の法律と比較すると、図書館法は成立後67年間に21回、博物館法は66年間に22回改正されているのに対して、公文書館法は1回しか改正されていない。なぜ改正に注目するかというと、他の法領域と関係性を持つ法律は改正されるわけで、MLA（博物館・図書館・公文書館）と言いながら、公文書館法は孤立的である。とはいえ、この法律があったことでいくつかの館が設置されてきた、という点では大きな意味を持つ。ただ、公文書館法が成立した当時は情報公開制度もなく、公文書を保存・公開する法制度は公文

書館法しかなかった。その後情報公開法や公文書管理法ができ、それらで公開される公文書が古くなると公文書館に行く、という位置付けになったわけで、いわば公文書館法が相対的に地盤沈下している。成立後30年間、公文書館法によって何が実現したかということを見ても、その成果を明示しにくい法律である。

つまりこの30年間、法律ができたことに安心してしまったのではないか。専門職配置免除の附則改正が必要と指摘されても、この付則削除の取り組みを法制定運動と同等にしてきたのかどうか。そう考えると、法の問題というよりアーカイブズを担う私たちの側の問題なのかもしれない。法改正のためのヒントは、この大会の議論のなかで出てきている。たとえば、公文書館法は条例設置の公の施設を想定した法律だが、公文書館機能に着目して法の対象を広げる改正は考えられないだろうか。あるいは、民間の館は法の対象外なので、公文書館の定義を民間に開かれたものとする改正もあり得る。利用規定のなかに「写しの交付」がないなど時代遅れな面もある。

定兼 情報公開条例は神奈川県長洲一二知事に始まり、国より先に自治体の制度ができたが、条例を施行すると公開を恐れて自治体が公文書を廃棄してしまうという実態もあった。公文書館法があるから条例によって公文書館ができ、公文書管理法があるので文書管理上規程より強い条例を作るという持っていく方もあると考えるが、その点はどうか。

早川 公文書館法が定める公文書館は地方自治法上の公の施設なので条例設置が必要となるのであって、公文書館法があるから条例設置が必要になるということではない。

松崎 蓮沼さんご指摘のように大学での専門職養成があっても受け皿がない。企業の場合、専門課程で学んだ人材を企業アーカイブズやミュージアムに配置する事例がようやく出てきた。自治体は、アーカイブズを行政で

どう使えるのか、公文書に加えて地域史料も観光などにどう活用できるのか、あるいはデジタルアーカイブとして発信できるのかといった発想を望みたい。そう考えると、早川先生ご指摘のように公文書館法は時代遅れで、そもそもアップデートする必要があると思う。

早川 公文書館法とは別の法律を作るということもあり得る。ただ、公文書館法がこのままでよいのかというと、特に専門職との関連で附則第2項が問題となる。これをなくすことなく他の法律を、ということでは専門職問題は解決しない。専門職を当分の間置かなくてもよいというこの附則がなぜできたのかというと、法制定当時総理府が公表した「解釈の要旨」によれば、養成制度未整備で専門職確保が容易ではないためとされている。この点、現在は多くの館が設置され専門職として働く人もいる現状があり、専門職が確保できない、足りないということはないと考えられる。立法事実に変化があったので附則をなくす、という動きはあってよいのではないか。

定兼 国立公文書館が取り組むアーキビスト職務基準検討に関わっている新井さんから、この動向についてうかがいたい。

新井 今年度に入り「アーキビストの職務基準に関する検討会議」が作られ2回会議が開かれた。国立公文書館では職務を洗い出して分類し、職務基準をどう整理するかという検討協議を行なっている。同館は、年内にアーキビストの職務を取りまとめて公開し、試行していきたいと考え、国と地方の館の職務を比較対照し検討している。公表されれば、地方館とのすり合わせも必要になってこよう。

定兼 公文書館・アーカイブズの理念をどれだけ社会に発信し、それが浸透しているかという論点も重要と思う。公文書館法施行が1988年6月であったのにちなんで、中国四国地方では毎年アーカイブズウィークというキャンペーンを行なっている。

水野 時代を経ることで公文書館法の位置付

けや意味合いも変わってくる。早川さんが指摘したように、図書館法や博物館法は社会と接点を持ち続けているからこそ、時代の変化に応じて改正される。公文書館法の改正がないなど、同法をめぐる現状は、やはり館の設置や普及が遅れてきていることの表れだろう。数え方にもよるが、現在も自治体公文書館は分母の1,700余に対してせいぜい100施設程度しかない。この現状をどう変えていくかというとき、ひとつには公文書管理法の流れで文書管理の延長上を実現する動きがあり、それは公文書館法が言う地域史料を含めた「公文書等」とは微妙に違うスタンスだが、時代の流れから言うところの動きも重要だと思う。

早川さんご指摘の通り法制定時とは異なる現在の評価や見直しが必要だろう。前提として全史料協は運動体の立場で専門職問題を訴え続けてきたわけで、今後どうしていくのが重要だと思う。

早川 公文書館設置の後押しになるように公文書館法を育て、われわれが使いやすいように改正していくことが重要で、そういう方向性を提案している。

〔休憩、質問票回収〕

司会 (樺原) 専門職の問題について、筒井弥生さんから公文書館法と法以前の専門職養成、具体的には国立史料館や国立公文書館の研修などとの関係性について聞きたい、また国立公文書館で検討されている専門職はオールマイティのアーキビストなのか、という質問が出ている。関連して三豊市文書館の宮田克成さんから、学芸員の場合博物館・美術館から動物園まで多様な専門性があるようにアーキビストの専門性も多様と思われるが、その養成や教育についての質問が出されている。

水野 参議院法制局の公文書館法案は当初専門職を置く内容で、第5次案では専門職を置かなくてもよいが国は専門職確保検討が必要

との条文になり、成立した法律では地方のみ置かなくてもよいという附則になった。法成立後、参議院で質問があり、政府は国文学研究資料館を中心に人材育成の方向であり、文部省に加えて関係方面と協議して養成制度を検討していくと回答している。

新井 国立公文書館から2016年4月の第13回アーカイブズ関連機関協議会に提出された「日本におけるアーキビストの職務基準(案)」(平成28年3月18日付)について全史料協の意見を求められ、会員の声を取りまとめて8月に同館に提出した。今年度発足した検討会議は、各現場の実態を踏まえた職制の検討、大規模館(国)・中規模館(都道府県)・小規模館(市町村)に区分した基準書作成を進めている。国立公文書館自身の職務の分析調査と、中小規模モデル作成のため埼玉県立文書館・板橋区立文書館のヒアリング調査を実施し、「評価選別・収集」「保存」「利用」「普及」の4分野、計23件の課業に分類し、それぞれの課業に伴う38の遂行要件を付している。

蓮沼 分担・分業が可能な国や都道府県とは異なり、小規模館・自治体は専門職がひとりもしくは不在の場合もある。この場合、専門職として何が必要最低限のスキルなのか。法や行政の知識、経験なども必要で、大学で学んだらすぐアーキビストの仕事ができるわけではない。とくに業務経験が重要で、海外では大学院において各種業務の経験を積める。基準だけ作っても何も進まず、その後の養成課程のあり方などを検討していく必要がある。

早川 公文書館法の条文にある「専門職」は、職務内容がよくわからないまま定められているので、今回その専門性を具体的に明確にするのはよいことだと思う。ただ、国と地方の両方を定める点に危惧を持っており、地方の場合特に民間文書を扱う関係上、地域との密着性や固有の歴史に通じていることが重要で、こういった点についても、案が出た

後、全史料協として考えていく必要があると思う。

定義 全史料協大会の研修が専門職として重要・有意義であることを指摘しておきたい。

松崎 専門職かつ組織の一員であることが重要。経営者は海外の専門職を見て日本企業では使えないと判断している。自身の専門性にもって組織のことを考えないとみなしている。

司会 (櫛原) 次に現代的観点からの質問を紹介する。辻隆さん(東京都公文書館)から、公文書が紙から電子に変わり保存の考え方も変化するが、この点について聞きたいという質問。大木悠佑さん(江東区総務部総務課)からは、今後の公文書館の機能・役割やイメージ変化の展望、海外では古い文書の保管庫から現代社会にアクティブに取り組む方向へと変化するが日本はどうか、そのなかで全史料協の役割は、という質問が出ている。

定義 デジタル化のなかトレンドは全部保存の方向にあるが、アーカイブズはやはりビッグデータに対するスモールデータで一部を選別するもの。その選別の目利きができる専門職員がいて公文書館が成り立つ。そのうえで、公文書館同士のネットワーク化、デジタルデータの共有という方向になっていくと思う。

松崎 企業に対してパブリックな存在である自治体は情報をさらに公開していく立場。企業は自身の権利を守る必要上、必ずしも企業同士が横につながっているわけではないが、その一方で情報を発信していくことが必須だ。企業アーカイブの立場から組織内に発信し、さらにその情報を親組織のために外に発信していく。この点海外と比較して、まだ日本の企業はデジタル技術の部分が弱いと感じる。

新井 埼玉県でもデジタルデータを扱っているが、まだまだ課題が多い。従来デジタル化すれば公文書館施設の狭あい問題が解決する

という指摘があるが、実際にはデジタル化できない資料も多く、解決策になっていない。デジタルデータの複雑化、紙ベースとは異なる評価選別のあり方など、どこまでデータを管理できるのかという議論も必要ではないか。どの公文書館でも課題になっていると思う。

蓮沼 大仙市はまだ公文書は紙決裁である。海外の例では、オーストラリアやカナダのアーカイブズは電子文書しか受け付けず、紙文書もデジタル化して保存していくことが決まっている。今後、電子文書・電子決裁が主流の自治体が多くなり、電子文書保存や媒体変換を含めてどう残せるか、どう評価選別しやすくし、整理・管理していくか、ということをも日本でも本格的に考え、国を含めて制度やシステムに取り込んでいく必要があると思う。

早川 デジタルは評価選別せず全量保存でよいのではという話がよく出る。その可能性を否定はしないが、だからと言って公文書館やアーキビストが不要になるわけではない。全量保存というのは、Googleで検索できるからそれでよいという世界であり、検索したものをどう読みこなすかという課題は残る。記録の位置付けや史料群としての構造を理解し読み解く必要があり、その部分を利用者に伝えるという、公文書館やアーキビストの機能・専門性はやはり必要なものとして残る。

司会 (辻川) 全史料協大会は今回初めてデジタルアーカイブ学会の後援を得、研修会でもデータベースを取り上げた。この分野は、さまざまな学会や若い世代も含めて議論されている。各機関でのデジタル化推進は予算の制約などもありむずかしい部分もあるが、であればなおさら全史料協として、他の学系団体などと連携しながら課題解決方策を考えていく必要に迫られていることを指摘しておく。

司会 (櫛原) 次に公文書館設置に関して匿名の指摘と質問を紹介する。公文書館法にもとづく条例設置館であればこそ存在が安定す

るのであり、規則・規程レベルの設置では不安定という指摘が1件。一方、ハコモノにこだわらず公文書管理機能を持つ部署を作ればよく、条例より規程の方が融通が利くという考え方もあるが、これについてどう考えるかという質問が1件出されている。

早川 私自身は条例設置のほうがよいと思っている。規則であれば首長判断で廃止できる。また首長機関以外の公文書受け入れに際して委任が必要という問題もあり、組織全体の文書を保存するという点で条例設置が望ましい。

水野 公文書館法制定当時、自治省から規則設置の東京都に対して、法で条例設置を定める方向だがその場合都はどうかという質問があったと聞いている。規則設置であることによって、東京都公文書館の活動に不足する部分があったかどうかという検証を私自身はしていなかった。ただ、早川さんご指摘の通り、知事部局以外の文書が入って来ないという弊害はある。

司会 (辻川) 現場の立場から言うと、条例設置の場合公の施設となり、所属長・課長級の職場となる。規則であれば通常係長級職場になるケースが多く、これは発言権の有無などの点で役所外の人が想像する以上に大きな違いがあり、条例設置の公の施設・課長級職場であることが決定的に重要である。

司会 (樺原) 次に、アツミさんから、行政側の遅れの一方市民サイドでは、立川アーカイブ(市民アーカイブ多摩)の例に見られるように地域史料等の保存活動がある。こういった活動事例や市民からのアーカイブ要望で、壇上のみなさんがキャッチしているものがあれば紹介して欲しいという要望が出ている。

定兼 岡山では、スモン病の訴訟関係資料をお持ちの個人が資料館を作った事例がある。個人所有資料を公開することで、それが核となって資料が集まる事例は散見される一方、

恒久的に続けられるかという課題もあり、公的機関からのバックアップも必要であろう。

アツミ (会場から) 市民アーカイブの活動をされている方々はある種の危機感を持っていると思う。公文書館が拡大していらず、同時に公文書ではない市民レベルの重要資料がどんどん劣化し捨てられているのではないか。

中村修 (藤沢市文書館、会場から) 市民アーカイブ多摩の話題が出たので説明する。東京都の多摩社会教育会館が1973年から2002年までミニコミ誌段ボール箱500箱分を収集したが、2002年、都知事交代によりその部門がなくなった。私たちは「市民活動資料・情報センターをつくる会」を立ち上げ保存運動を進め、その経緯は『アーカイブズ学研究』22号(2015.6)に「『市民アーカイブ多摩』について—その前史から現在まで—」と題してまとめている。現在この資料は法政大学大原社会問題研究所に保管し、2002年以降に寄せられたミニコミ誌類は立川で保管している。

水野 沖縄県の伊江島で非暴力反基地闘争のシンボルだった阿波根昌鴻氏が残した膨大な資料を整理する取り組みが、ご本人が亡くなった2002年以来続いていて、地元メディアに取り上げられたりしている。個人宅の資料なので、アーカイブズとして公開するということがどこまでできるかわからないが、整理・保存し検索できるようにする作業を続けている。財団が管理しているので整理する私たちが勝手に公開することはできず、また整理者が不在の場で請求されても公開対応できないという実態がある。本当の意味でアーカイブズとして公開利用できるようにするうえでは、こういった解決すべき課題が残っている。

司会 (辻川) まだ紹介できていない質問票もあるが、議論を集約する時間帯なので申し訳ないが割愛させていただく。前半の座談会は混沌とした議論になったが、あえて共通項を指摘すると、ひとつは専門職の問題がネックであるということ。もう一点、各コメンテ

ーター共通の問題意識として、アーカイブズの必要性を各所属機関や社会に対して説得力を持って議論できているかどうかという、古くて新しい課題であると思われる。そこで、会場から提出された、こういった問題意識に通じる3人の方のご意見を紹介する。

まず丸山菜穂子さんから、歴史的文書の重要性や保存責務が全国的に見て驚くほど浸透していないなか、首長への一番の説得材料は「横並び」である、他自治体が館を設置していればうちも必要となるので、最初のハードルを下げるために規程のひな型や設置手法が提供されれば有効という意見が出されている。次に東京都公文書館の佐藤佳子さんは、館設置主体内での貢献を通じて認知度を上げるという指摘に賛成で、そのことがコストをかけてアーカイブズ機能を持つことへのコンセンサスを確かなものにするという指摘されている。最後に匿名の方から、公文書管理への理解が国民どころか公務員にも広がらないのは国民主権が根付いていないからで、この根本的課題解決がないと公文書管理はよくなり、主権者教育に関わっていくべきという指摘。以上をふまえて、順にまとめの発言をお願いしたい。

早川 公文書管理条例や館設置が広がらない現状を見れば、横並びという論点は重要だ。ただし、一つのひな型を出して各自治体それに乗ればうまくいくかという、そうではないだろう。地域ごとの違いがあり、選択肢のあるメニューを示すやり方が望ましいと考えられる。横並び意識をうまく使ったのが情報公開条例で、情報公開法制定時にはすでに約25%の自治体が条例を制定しており、施行後はこれが6割まで増えた。25%になると未実施自治体も横並びを意識するので、これに向けてみなさんとともに方策を考えていきたい。

蓮沼 法成立30年にして数%の自治体しか館を設置していないのはなぜだろうと考えたとき、やはり館の必要性への理解・認識がネッ

クかと思う。公文書を最も積極的に利用すべきは公務員で、本来は現在の業務のため誰もが過去の記録を参照するはずである。平成の大合併を経て過去の業務がわかる職員も少なくなるなか、現用であれアーカイブズであれ、きちんと公文書を管理しレファレンスに対応することで業務上参照できれば、そのことが行政にとって有益であると公務員に理解される。このようにして自治体組織に貢献できることが、市民への貢献につながる。公文書館に勤めはじめた当初は、郷土史家が来る施設と思っていたが、現実には年金記録について調べる市民や学校の児童・生徒の学習など、現在に生きる人が現在と結びつけて考える利用があることがわかった。公務員利用と市民利用の両方があるアーカイブズが成り立つので、両方が重要であり、とくに公務員利用を重視することが最初の課題だと思う。

新井 先ほど話題に出た館設置条例について。2016年3月段階で34都道府県が公文書館を設置しており、うち32団体が条例設置である。公文書館法を根拠法令としているのは8団体だが、法が30年を通して館設置に貢献してきたことは間違いない。現在埼玉県立文書館は仮移転のため休館中だが、県職員は休館になって初めて文書館の利便性や必要性を認識した人が多かったようだ。言い換えれば、アーカイブズがないので必要性を感じていないわけで、あればその必要性が認識される。

もう一点、先述の通り民間所在史料が危機的状況にあり、そこには現在の公文書につながる公的性格を持つ古文書も多く含まれる。世代交代・町村合併・限界集落といった状況のなか民間での保存がむずかしくなり、公文書館として何ができるのかも重要課題と考えている。

次に、専門職問題について。国が職務基準作りに取り組む動きがあるが、個々のアーキビストが幅広い業務をすべてひとりでこなせるわけではなく、個々人がそれぞれの能力を

活かし支え合って業務を担っていく必要もある。埼玉県の場合、一般行政職、学芸員、司書、教員といったスタッフがそれぞれの担当を担いながら協力し、利用者に対応している。レファレンス能力や教育普及は、今後ますます公文書館が問われる課題となる。その際ひとりで抱え込むのではなく協力体制をとれるかどうか、小規模館であればあるほど図書館・博物館等との連携も重要だ。地域の課題をアーキビストがひとりで解決することはできず、情報共有が鍵となる。こういった課題について、公文書館法30年の節目に話し合いの場を持たせたのはよかったと思う。

水野 公文書館法成立以前に、全史料協や歴史団体がどういう法律案をまとめていたのかをあらためて見直す機会になった。学術会議の歴史資料保存法案にしても全史料協の文書館法案にしても、公文書館法と比べて対象の幅が広く、地域史料や企業史料なども視野に入れていた。公文書館法成立後、全史料協は、専門職や地域史料の問題などについて発言し働きかけてきたが、到達点に照らせばその取り組みが不足している現状があり、あるいはその取り組みの方向性が今日もなお適切なのかということも問われている。法成立当時、全史料協は『記録遺産を守るために—公文書館法の意義と今後の課題—』(1989)として評価をまとめているので、会員のみなさんにはこれを参照していただきたいと思う。

個人的意見としては、会場から指摘があった「横並び意識の利用」「組織に貢献することで認知度を高める」「主権者教育」という論点はいずれも重要と思う。個人的経験でいえば、公文書館が役所という組織のなかでどういう位置にあるべきかを考える必要があると感じていた。公文書館に異動してくる一般の職員は、ここに来てやり甲斐のある仕事が出来ると考える人ばかりではない。それは、組織のなかの館の位置付け、あるいは公的な仕事をしようとして入庁した職員にとっ

て館の仕事が必ずしも魅力的に映らない実態があり、こういったことも含めて公文書館の地位を高め、変えていく必要があると思う。

松崎 公文書管理法時代に私たちは生きている。法第1条には「国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」とある。それまでの歴史資料という位置付けではないということを強調しておきたい。説明責任の問題であり、行政の記録であって、単に歴史研究とか古文書を読んで楽しむというものではない。水野さんが言われるように、公文書館の仕事を公的な仕事ではないと考える職員がいるというのはまったく間違っていると思う。歴史資料を扱うのが公文書館ということではなく、公的な説明責任を担う仕事だと考えてもらう必要があり、歴史資料という言い方には大いに抵抗感がある。文化的な意味もあるが、それよりも民主主義上の重要な課題であることを認識してもらいたいし、そのうえで組織内でアーカイブズを活用していってほしいと思う。

定兼 松崎さんの指摘を受けて、私は岡山県記録資料館の職員であるとともに岡山県職員であり、歴史を扱う専門職であっても県の組織の人間として県民県政全体に貢献する立場である。それと同時に、県職員である前に岡山県民・日本国民でもある。そのスタンスに立ったうえで、専門職という位置・役割を務めるということ、最後に申し上げておく。

司会 (樺原) それぞれ関心の方向性が違う方々にご登壇・ご議論いただいた。大会テーマをどう設定していくのかが、私たち大会・研修委員会に課せられた課題なので、ぜひ今回の大会についてアンケートをご提出いただき、意見をお聞かせいただければと思う。

以上で大会テーマ研究会2を終了する。

(記録：大会・研修委員会事務局)

ポスターセッション

「炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展」の報告

大阪産業労働資料館
(エル・ライブラリー)

当館はMLA 融合型資料館として、労働関係の歴史的文書・博物資料を収集公開している。去年のポスターセッションでは、本展示の予告を行った。今年は開催を報告するセッションとなった。

ユネスコの世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連資産は、福岡県大牟田市と熊本県荒尾市にまたがる場所に位置する。日本一の出炭量を誇った三池炭鉱が閉山して20年の節目にあたる今年、当館では関西大学との共催により、巡回展「閉山20年展」を開催した。

この展示会は、市民協働ボランティアの成果として位置付けられる。主催者のエル・ライブラリー（大阪産業労働資料館）は大阪府「橋下改革」によって公的資金を全廃され、予算の7割を失った法人が運営している。苦

しい財政の中から、大阪100年の社会労働運動の歴史資料を次世代につなぐ使命を果たすべく、役職員が身銭を切り、多くの市民が寄付とボランティアによって支えている。この「閉山20年展」（エル・おおさか会場）も寄付によって開催した。

エル・ライブラリーの呼びかけにより、関西の市民による実行委員会を結成し、3年に及ぶ企画を練ってきた。また、館長谷合が関西大学の委嘱研究員として「三池炭鉱と関西の労働運動」をテーマに研究を続け、4年間の成果を展示と図録にて報告した。

実行委員の一人である滋賀県彦根市在住の前川俊行氏は三池炭鉱労働組合員を親に持ち、閉山後に両親の思い出として集め始めた炭鉱ゆかりの品々が自宅に溢れかえるほどとなった。故郷を離れた多くの人々が前川氏に思い出の品を託した、その集積を「前川コレクション」として展示した。

炭鉱のない関西にも、九州を始めとした炭鉱にゆかりの人々が大勢暮らしている。そんな方々がエル・おおさか会場のサロンでは故郷の思い出を熱く語り合い、炭鉱落語に笑い泣き、紙芝居を楽しんだ。通常の博物館展示とはずいぶん趣の異なる展示が実現できたと、主催者として感無量の思いである。

また、炭鉱の豊かな資源が生んだ「大牟田の文化」について多くの展示スペースを割いた。萩尾望都や鴨川つばめなど、著名な漫画家を22人も輩出した大牟田には独特の文化があるのではないかと推測される。

本展示会の図録ではそのような文化論を含めて、多方面から炭鉱と関西について考える種を提供した。

ポスターセッション会場では無料でパンフ



来場者にイベントの説明をする

レットを配布し、閲覧用に図録も設置した。図録をご要望の方はぜひ当館にお問い合わせを。お問い合わせ先 メール：lib@shaunkyo.jp

◆展示会の概要

2017年5月5日～9日 エル・おおさか
2017年6月6日～30日 関西大学博物館
主催：大阪産業労働資料館、関西・炭鉱と
記憶の会、関西大学経済・政治研究所
入場無料

◆入場者数

エル・おおさか655名、関西大学博物館
1251名

◆寄付件数と寄付総額

249件、2,449,494円

(谷合佳代子)

記録と記憶の交差点 大仙市アーカイブズの取り組み

大仙市アーカイブズ

平成29年5月3日、大仙市アーカイブズは十年の準備期間を経て、漸く開館に漕ぎつくことができました。開館までの経緯につきましては、会報No.102で報告しておりますので、御覧ください。

さて、ポスターセッションにあたり、大仙市アーカイブズでは、まずは会員の皆様から当館の名前を覚えていただくこと、それから、ささやかながら当館の今年度の活動の一端を紹介させていただくことを念頭にポスター及び資料を作成しました。

まず、大仙市民への啓発活動の一環として、『大仙市アーカイブズ入門』という冊子を作成しています。大仙市のマスコットキャラクター9体によるQ&A方式に、その内容は、アーカイブズの起源から各国のアーカイブズの歴史と現在の状況、そして日本におけ

るアーカイブズの状況を比較しています。あわせて大仙市アーカイブズの取り組みも紹介しています。

次に、大仙市アーカイブズの経過報告として、平成19年から平成29年までの活動の記録を年表形式で作成しました。年表の中では具体的な取り組みも紹介させていただき、非現用文書の評価選別の点数、地域史料の整理点数とボランティアの参加者数を年度毎に示しました。また、施設の概要として、書架延長、設置事業にかかわる総事業費、工事内容、工期なども紹介しております。

ところで、現在、日本列島各地で異常気象による災害が頻発しています。大仙市アーカイブズ周辺でも開館後間もない7月22日から23日にかけて、24時間の降水量が350mmに達する記録的豪雨を観測し、アーカイブズ周辺の浸水の深さは1m以上となり一面“海”となりました。幸い、アーカイブズには水害はなく、安堵していたところ、26日午前9時過ぎ、協和地域淀川地区にある社会福祉法人大空大仙・淀川保育園（旧協和町立）が、保育園の裏手を流れる淀川が氾濫したため、被災しているとの一報が入りました。駆けつけたところ、すでに水は引き保育園周辺を調べたところ、浸水の深さは145cm、床上は80cmまで水没しており、文書や写真の大多数が水損している状況でした。

ポスターセッションでは、この淀川保育園の被災文書のレスキュー作業を紹介いたしました。被災資料の全量は、文書ファイル125冊、卒園アルバム（印刷）19冊、写真アルバム2冊（317点）、写真241点に及び、現在もレスキューは続いています。

また、今回のポスターセッションでは、本来の業務を紹介することができませんでしたので、ここで少し紹介させていただきます。

まず開館するにあたり、歴史公文書等を収蔵しなければなりません、大仙市では旧8市町村の行政文書がそのまま旧市町村役場に

残されており、それらを評価選別してからアーカイブズへ搬入しています。現在は、旧大曲市の行政文書を中心に搬入と排架作業を進めており、二千冊を超える行政文書を公開しています。

それから、大仙市の非現用文書の評価選別も年度末に行っており、これらの作業についても来年の全国大会ポスターセッションで紹介できればと考えております。

最後に、ポスターセッションについて、会報No.101「ポスターセッション」で広島県立文書館の西向宏介氏が「他館のことは案外知らないものである。取り立てて発表するほどの特別な活動がなくても、今年度何をしたかを示すだけでもいいのではないかと指摘しています。また、会報No.102「会長就任あいさつ」で定兼会長が本会の役割の一つとして「意見交換しながら自分の考えを磨き、情報を共有しながら社会に貢献いたしましょう」と提言をされており、ポスターセッションの利用のあり方を改めて会員に考えさせてくれます。今後、全国大会に参加することが難しい館にとって、ポスターセッションが様々な意見を得られる機会の場であり続けることを願っています。

(高橋一倫)



開館記念ポスター

広島県立文書館におけるカビ被害と保存環境改善の取り組み

広島県立文書館

平成28年12月1日、当館地下1階の行政文書庫で、文書の収納箱（文書整理ケース）にカビが発生しているのを職員が発見した。カビ発生もしくはその恐れのある文書は、文書整理ケース約2万冊に及び、書庫の半分近くに被害が広がっていた。その後当館では、カビ被害への対処を進めるとともに、原因の究明や環境改善を図ってきたが、1年近く経過した現在でもまだ復旧作業が続いている。

このポスターでは、カビ被害の状況とこれまでの取り組みの内容を包み隠さず紹介した。当館の苦い経験を大会の場で報告し、御意見をいただくことは、当館はもとより、参加者の方々のお役に立つこともあるのではないかと考えたからである。

当館の行政文書庫は通気性が悪く、空調の冷気が一部に滞留して湿度が上昇し、その部分を中心にカビが発生した。主な原因は書庫の構造にあり、空調の吹出口から出た冷気が天井の梁にぶつかり、集密書架に遮られて、適切に循環しなかったと考えられる。また、24時間空調を過信し、日常点検が不十分だったために、発見が遅れ、被害が拡大した。

当館では、被害発見後、塗装工事用の養生シート（マスキングテープ）を利用して、カビの発生範囲を隔離するとともに、除湿機や空気清浄機を設置して環境の改善に努めた。また、書庫内各所にデータロガーを配置し、継続的に温湿度を点検することにした。その上で、12月下旬から、職員によるカビ除菌作業と書架の清掃を開始した。カビの大半は、文書整理ケースの表面に留まっていたため、ケースの交換もしくはケース表面のカビを消毒

用エタノールで拭き取る除菌作業を実施した。ケースの内部もカビの有無を確認し、ドライクリーニングを行った。職員は、カップ、使い捨てエプロン、防塵マスク、ビニール手袋等の防護用装備で、週3回、午前中2時間ずつ作業に取り組んだ。こうして、平成29年6月までの半年間に約7千冊を処理し、未処理分の約1万3千冊については、10月上旬に、業者委託による酸化エチレン燻蒸を実施した。

このように、多大な労力と費用を投入して一通りの除菌作業が終了したが、今後は再発防止策を着実に進めていかなければならない。まずは、書庫内の通気性を確保し、温湿度を適切に保つ必要があり、そのためにサーキュレーターを設置したり、各書架の間隔を均等に開けたりした。多少収納効率が悪くなくても、少し隙間を空けて文書を配架する必要もある。また、虫菌を遮断するために、書庫は土足禁止とし、定期的に清掃を行うことにした。結局、IPMの基本的な実践を徹底させることが重要で、今後は専門家の御意見も伺いながら、職員全員で取り組んでいきたい。

当館のポスターは、お蔭様で多くの方々に関心を持っていただいた。24時間空調にも関わらず、このような被害が発生したことは、どの施設でも同様の危険性があることを示しており、日常点検の重要性を改めて認識したという御意見もいただいた。

(荒木清二)



ポスターセッションの状況

『新八王子市史』全巻完成にあたって

八王子市 市史編さん室

○市制100周年

大正6年(1917)9月1日、八王子は東京府の中で東京市に次いで2番目(全国では68番目)に市制を施行しました。そして平成29年(2017)、市制100周年を迎えました。100年がたち、八王子市がどのようにして発展してきたのか、また、超少子高齢化時代を迎えた今後どのようにしていけばよいのか、そのことを市民全体で考える機会となるように『新八王子市史』の編さんに取り組みました。

○旧「八王子市史」

八王子市における市史編さん事業はこれまで3回ありました。1回目は大正15年(1926)、市制10周年記念事業として「八王子」が刊行されました。2回目は昭和11年の市制20周年に企画され、八王子市史稿(謄写版)がまとめられましたが未刊に終わりました。3回目が既存の市史として認識されている「八王子市史」(旧「八王子市史」とする。)ですが、昭和32年(1957)、市制40周年記念事業として企画されました。

旧「八王子市史」は、昭和38年(1963)に上巻、昭和42年(1967)に下巻、昭和43年(1968)に附編が刊行されており、全3巻の構成でした。戦後早い時期に、他市に先駆けて市史編さんに取り組んだことは高く評価されるべきと思いますが、資料編がなく、また、ほとんどが専門家、研究者が執筆したもので、学術的には非常に質が高いものですが、一般市民からするとかなり難しいものだったと思われます。

○『新八王子市史』の編さん

平成19年（2007）4月、室長と職員1名という2人体制で「市史編さん室」を設置し、市制100周年記念事業として、『新八王子市史』の編さんがスタートしました。入念な準備期間を経て、平成23年度からいよいよ刊行が始まります。

『新八王子市史』は、資料編6冊、本編8冊の14巻構成となっています。また、付帯事業として刊行した「市史研究」や「民俗調査報告書」など17冊を含めると、全部で31冊の書籍を刊行しました。

旧「八王子市史」との違いは、資料編を備えたこと、歴史のみでなく自然、民俗も含めたものとなり、八王子市の深い歴史と豊かな自然、伝統文化を余すことなく詰め込めたものとなり、中核市「はちおうじ」として豊富なラインナップになったと思います。

『新八王子市史』を手にとった市民の方々が郷土愛を育み、これからの「まちづくり」に生かしていただけたら幸いです。



『新八王子市史』全14巻

○市史編さん事業の今後

市史編さん室は、平成30年（2018）3月に閉鎖され、『新八王子市史』の編さんはここで幕を閉じます。編さん期間中に収集された膨大な資料や寄贈を受けた蔵書は、まさに本市の歴史であり、市民の共有の財産です。これをどう管理していくか、どのように公開していけるか、大きな課題ではありますが、今回の市史編さんに関わってくださった多くの

市民の方々や歴史研究者の皆さんが、そして全国でも有数な学園都市である本市で学ぶ学生の皆さんが、八王子についてさらに研究を続けていける環境を整えられればと考えています。

（秋山和英）

全史料協関東部会の活動

全史料協関東部会

全史料協関東部会は、関東甲信越地区の会員相互の連携や交流を図ることなどを目的に、定例研究会の開催、機関誌『アーキスト』発行等の事業を行っています。

昭和59年の部会発足から30年を経て、定例研究会は間もなく300回を迎えようとしています。平成29年度の定例研究会は、5回を予定しており、この原稿執筆時点（12月末）で、すでに4回開催しました。

本年度1回目の第290回定例研究会は、総会記念講演会として、6月2日に群馬県立文書館で開催しました。「地方自治のツールとしての公文書」と題して、東京大学大学院法学政治学研究科の金井利之氏にご講義いただきました。

第291回定例研究会は、鎌倉市中央図書館において、「鎌倉市におけるアーカイブズの設定に向けた動向」をテーマに7月7日に開催しました。かまくら女性史の会の横松佐智子氏より「かまくら女性史の会の活動について」、鎌倉市中央図書館の中田孝信氏より「鎌倉市の歴史的公文書について」と題した報告を頂きました。

第292回定例研究会は、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（埼史協）との共催で、「自治体史編さん以降の地域史料管理」をテーマとして、埼玉県立歴史と民俗の博物館で

全史料協関東部会

関東部会とは ～どんな活動をしているの?～

全史料協関東部会は、関東甲信越地区の会員相互の連携や交流を図ることなどを目的に、定例研究会の開催や機関誌『アーキビスト』を発行しています。昭和59年の発足から30年を経て、定例研究会は間もなく300回を迎えようとしています。また『アーキビスト』も毎回魅力ある紙面構成となっています。今後とも様々な企画を取り上げていきたいと思っておりますので、ご関心のある方は関東部会に是非ご入会ください！お問い合わせや入会希望は、下記事務局までご連絡ください。

平成29年度の定例研究会 ～毎回多彩なテーマを取り上げています～

■第290回 総会記念講演会 (6/2)
「地方自治のツールとしての公文書」
東京大学大学院法学政治学研究所 金井 利之 氏

■第291回 鎌倉市におけるアーカイブズの設立に向けた動向 (7/7)
かまくら女性史の会 横松 佐子 氏
鎌倉市中央図書館 中田 孝信 氏

■第292回 自治体史編さん以降の地域史料管理 (10/6)
長野県立歴史館 村石 正行 氏
白岡市生涯学習図書館 山本 あづさ 氏
さいたま市アーカイブズセンター 飯山 實 氏

★次回予告★
■第293回 東京大学経済学図書館・経済学部資料室の所蔵資料とその保存 (12/8)

【事務局】群馬県立文書館 〒371-0801 群馬県前橋市文京町3丁目27-26
TEL 027-221-2346 FAX 027-221-1628
全史料協関東部会ホームページ http://www.jsai-kanto.jp/

関東部会の掲示ポスター

10月6日に行いました。長野県立歴史館の村石正行氏より「長野県史料保存活用連絡協議会の活動と長野県立歴史館」、白岡市生涯学習課図書館の山本あづさ氏より「自治体史編さん以降の地域史料管理－埼玉協第8次専門研の活動－」、さいたま市アーカイブズセンターの飯山實氏より「さいたま市の地域史料保存・活用について」と題した報告を頂きました。

第293回定例研究会は、「東京大学経済学図書館・経済学部資料室の所蔵資料とその保存」をテーマに、東京大学経済学研究科学術交流棟で、12月8日に開催しました。

5回目の第294回定例研究会は、平成30年2月16日に淑徳大学アーカイブズで「古文書の力を見直す－新史料協編『古文書保存・整理の手引き【改訂版】』改訂に寄せて－」のテーマで開催する予定です。

そして、これら研究会の終了後には、毎

回、有志による情報交換会を開催し、参加者同士の交流と親睦、各種情報の交換や共有を図っています。

機関誌『アーキビスト』は毎回魅力ある紙面構成で年2回発行しています（既刊88号）。

今後とも様々な企画をすすめていきたいと思っておりますので、ご関心のある方は関東部会に是非ご入会ください！

お問い合わせや入会希望は、下記事務局までご連絡ください。

◆全史料協関東部会事務局◆

群馬県立文書館（29・30年度）

〒371-0801

群馬県前橋市文京町3-27-26

電話 027-221-2346

FAX 027-221-1628

関東部会 Web ページ URL

<http://www.jsai-kanto.jp/>

（関東部会事務局 小高哲茂、大谷憲康）

震災アーカイブズの保全から活用へ －福島県双葉町の活動事例から－

白井 哲哉

「震災アーカイブズ」という言葉は東日本大震災以降に使われ始めていますがその定義はまだ十分とは言えません。今回は、奥村弘さん（神戸大学）が規定した「災害資料」（災害発生以降に作成・収受された文書記録や各種資料及び電磁的記録）を踏まえ、被災地の自治体で作成・収受された、地震及びそれに伴う津波、火災、原子力災害など複合災害の資料群を「震災アーカイブズ」と呼びました。今回のポスター発表は白井哲哉（筑波大学）が川浦瑞花（筑波大学大学院）と共同で行いました。

発表内容は「保存に至る経緯」「震災アーカイブズの保全」「保全された資料—支援品の場合」「震災アーカイブズの活用」の4部で構成しました。「保存に至る経緯」では、大震災の発生から双葉町が震災アーカイブズを保全するに至るまでの経緯をまとめました。この部分の内容は、白井哲哉「福島県双葉町が保有する東日本大震災関係資料の保全について」『記録と史料』24（2014）を御参照ください。

「震災アーカイブズの保全」では、埼玉県加須市にあった双葉町役場埼玉支所及び旧騎西高校避難所（2011年4月～2014年3月）において保有されていた震災アーカイブズの具体的な保全活動（2013年6月）の手順と、その後に実施された双葉町の帰還困難区域内における震災アーカイブズの調査の概要をまとめました。帰還困難区域内では、2017年11月までに3回の調査を実施しています。

「保全された資料—支援品の場合」では、保全された多様かつ大量の資料の中から、避難生活を送る町民に向けた支援や激励の物品（支援品）に注目し、その事例として千羽鶴70点と寄せ書き89点を取り上げて調査分析に取り組み、その結果を報告しました。

千羽鶴の場合は寄贈者・紙の種類・折り方・折り鶴の数量に着目しました。そして1,000羽数えて作られた千羽鶴が相当数存在すること、それらはみな統一した紙と折り方で作られていたこと、学校関係から多く寄贈されたことがわかりました。寄せ書きの場合は寄贈者とその住所（所在地）に着目しました。そして作成者は学校など各種団体が多いこと、住所は過去の災害の被災地・埼玉県・福島県が多く見られることがわかりました。そして全体の傾向として、「双葉」という地名を有した地域や双葉町の出身者の住む地域からの寄贈例が確認できました。

「震災アーカイブズの活用」では2017年6月から12月に開催された国立台湾歴史博物館

特別展「歴史の中の日台地震」で双葉町の震災アーカイブズが展示されたことを紹介しました。

福島県双葉町における震災アーカイブズの保全活動は今後も続きます。この活動に対する全史料協会員各位の御関心と御理解を賜れば幸いです。

（白井哲哉）

震災アーカイブズの保全から活用へ—福島県双葉町の活動事例から—

白井哲哉（筑波大学）
川浦瑞花（筑波大学大学院）

保存に至る経緯

- 2011年 東日本大震災 → 双葉町が全町民避難 → 旧埼玉立騎西高校校舎で避難所と町役場支所開設
- 2012年 全県史料ネットが双葉町教育委員会の生涯学習講座の企画・開催を支援
- 2013年6月1日 双葉町と筑波大学が震災アーカイブズの保全と調査研究に関する協定を締結
—林良史氏（全史料協会員）の指導を受け、全県史料ネットを中心に資料保全を実施

※参考：白井哲哉「福島県双葉町が保有する東日本大震災関係資料の保全について」『記録と史料』24（2014）

震災アーカイブズの保全

- 旧騎西高校校舎における保全活動
 - ・史料役場のいわき市移転（2013年6/12-14）と並行
 - I 町役場及び避難所自治会への説明（5月）
 - II 現状記録写真の撮影（6/3）
 - III 移転前（6/10・11）、移転後（6/22・30）の資料保全
 - IV 保全資料を筑波大学へ移送（9月、2014年2月）
- 双葉町内の帰還困難区域調査と保全活動
 - ・ 双葉町立双葉中学校の避難所跡（2014年6月）
 - ・ 双葉町立双葉北小学校、双葉町役場庁舎、湯野公民館の避難所跡（2014年8月）
 - ・ ライフケア双葉の避難所跡（2016年8月）

保全された資料—支援品の場合

- 支援品の送り手と、それによる作り方の相違に着目
- 千羽鶴70点（作成地、紙の種類、折り方、数量を分析）
 - ・ 1,000羽数えて折られたものほど無地の折り紙を使用
 - ・ 折り方が統一されているものは上記に当てはまる傾向
- 寄せ書き89点（作成地、作成者を分析）
 - ・ 作成者は各種団体、学校関係が多数
 - ・ 個人では被災者の被災者、福島県や双葉町の出身者
- どちらも作成地は埼玉、東京都、兵庫県、京都府など
- 現在は現状記録と現物資料を併し資料の意義を分析中

震災アーカイブズの活用

台湾国立歴史博物館の特別展「歴史の中の日台地震」で保全資料を展示（2017年6/27-12/3）

当日掲示した発表ポスター

研 修 会

研修 A

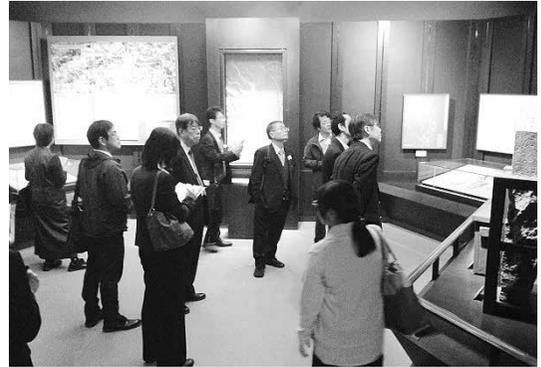
視察 B 班（相模原市立博物館・相模原市立公文書館）

山口市ふるさと創生部文化交流課
市史編さん室 横 沼 和 也

相模原市は、神奈川県北部に位置する人口約72万人の政令指定都市であり、市内には緑区・中央区・南区の3区が設置されている。

視察 B 班では、相模原市立博物館と相模原市立公文書館の視察を行った。

相模原市立博物館は中央区にあり、自然・歴史展示室のほか、天文展示室や県内最大級



博物館展示室

のプラネタリウムを備える総合博物館である。開館は平成7年（1995）で、常設展は無料で観覧できる。博物館の隣には宇宙航空研究開発機構（JAXA）の施設があることから、JAXAと連携した展示も行われている。

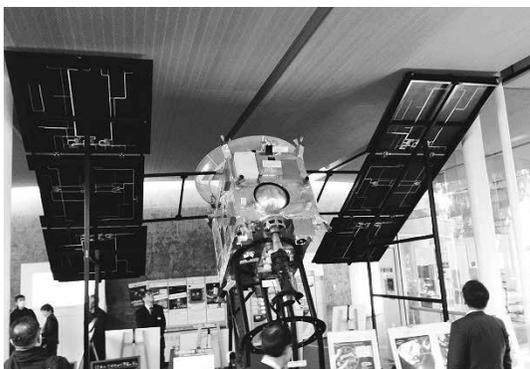
歴史展示で特筆されることは、近現代に関する展示スペースが多く取られていることである。「地域の変貌」展示では、軍関係施設の移転や戦後の高度経済成長期における急激な人口増加により変貌した相模原市の様子が分かりやすく紹介されている。

また、同博物館では市史編さん事務も所管している。『相模原市史』は市政10周年記念事業として、昭和39年（1964）から刊行されており、自治体市史さんの先駆けとして注目される。現在も『相模原市史』続編及び『津久井町史』の編さん作業が進められている。

博物館の次は、相模原市立公文書館の視察を行った。公文書館は緑区の城山総合事務所にあり、ここは相模原市の地理的な中心に位置するとのことである。平成19年（2007）に相模原市と城山町との合併により利用しなくなった旧城山町の議場を有効活用し、平成26（2014）年に開館している。建物は3階建



相模原市立博物館（外観）



エントランスホールの展示



相模原市立公文書館（外観）



企画展示コーナー

で、公文書館は3階に位置し、2階は青少年相談センター城山相談室となっている。

飯田生馬館長から詳細な説明をしていただきながら館内の見学を行った。

旧議場内の半分は段差をなくし、カウンター、書棚、企画展示コーナーを設置するなど必要な改修が加えられているが、議員席や傍聴席はそのまま残されている。議員席は閲覧席として使用されるほか、傍聴席とあわせて講演会開催時には客席として活用されている。傍聴席は高いところにあるので講演会の際には講師やスクリーンなどがよく見えるようである。

行政資料は公開書架に配架され、自由に閲覧できる。また、相模原市が発行している有償刊行物の販売も行われている。

視察時には、企画展示コーナーにおいて、企画展「相模原における鉄道の開通と発展」が開催中であり、横浜線、相模線、中央本線

など相模原市内を通る鉄道に関する貴重な資料を確認することができた。

なお、館内にはバックグラウンドミュージックを流すという工夫がされており、視察時には、企画展にあわせ、SLの音が流れていた。



整理作業室

整理作業室は旧議員控室が活用されている。視察時には、公文書に付けられたホチキス等の留め具を取り外す作業や、目録作成作業が行われていた。

文書保存場所については新たに設置するのではなく、既存の地下書庫と民間の倉庫を利用している。既存施設を極力活用することで、公文書館設置に係る費用は、旧議場の改修費や備品など最小限の約1500万円に抑えたとのことだった。人員体制も再任用職員や非常勤職員を活用して運営されている。

公文書の燻蒸は博物館で一括して行った



公文書館内部

り、明治期の文書等を博物館で解説してもらおう等、博物館との連携を行いながら業務を行っている。また、図書館とも展示等で連携を行っているとのことだった。

今回の視察研修は、学ぶところの多い充実したものであり、特に本市においては、今後、歴史的公文書等の保存と活用に向けた検討を進めるにあたって、大変参考になる事例であった。

研修B

アーカイブズ入門： 市町村アーカイブズの役割

寒川文書館館長
高木 秀 彰

はじめに

市区町村の設置するアーカイブズは、地域住民との距離の近さに特徴があり、地域の利用者にいかに奉仕できるかがその評価基準となるものと考えられる。この研修では寒川文書館の日常の活動を具体的に紹介しながら、レファレンス、普及活動、ボランティアなど、地域住民とともに歩むアーカイブズのあり方についてお話ししたい。

1 公文書館法と市町村文書館

昭和62年（1987）制定の公文書館法第5条では、公文書館は国または地方公共団体が設置すること、地方公共団体の公文書館は設置について条例で定めることが謳われている。

法の施行前から設置されている館も少なからずあるが、多くは法施行後の開館であり、都道府県や市区町村の公文書館の設立に法の果たした役割は大きい。とはいえ、都道府県の設置率が80%を超えているのに対し、市区町村の公文書館はわずか2.1%という現状も認識せざるをえない。

2 寒川文書館ができるまで

寒川文書館は平成18年11月に開館した。その母体は昭和61年に始まった町史編さん事業である。本編16冊をはじめ、町史研究、調査報告書など多数の刊行物を発行するプロジェクトだ。事業開始時に策定された基本構想には、収集資料を保存・活用するため「資料館等」を建てるのが盛り込まれた。これをもとに町史編さん審議会が町長に「町史編さん資料の保存・活用に関する要望書」を提出し、新しい町の総合計画に文書館が位置づけられた。同じ総合計画では、図書館が文化事業の最優先課題となっていたが、文書館と複合館にして相乗効果を狙うという政策判断がなされ、平成14年度に基本構想を策定。設計、工事と進み、平成18年11月の開館となった。4階建てのうち1～3階が図書館、4階が文書館とフロアで分ける構造となっている。

3 5つの基本理念

開館にあたり、館運営の指針として次の基本理念を定めた。①寒川の記録資料を後世に伝える文書館、②すべての人々が利用できる開かれた文書館、③郷土愛と未来の創造に役立つ文書館、④行政の説明責任を果たす文書館、⑤みんなが足を運べる文書館、この5つである。

このうち②・③は閲覧・レファレンスサービスについて、⑤は普及事業やボランティアについてそれぞれ念頭に置いたもので、利用者との関係を重視する姿勢を強く打ち出したものといえる。

4 寒川文書館が扱う資料

当館が取り扱うのは、公文書、民間資料、行政刊行物、写真など、寒川に関するあらゆる記録資料である。

まず公文書は、保存期間が満了した文書から歴史的価値のあるものを選別したもの、永年文書を保管している。民間資料は古文書

など個人宅、自治会、寺社などで保存してきた記録資料で、原資料を当館で保存できるよう寄贈、寄託を呼びかけている。町や県が発行した行政刊行物は、日本十進分類法で整理し、書誌データは図書館の検索システムに登録する。写真は町の各課が業務上撮影したもののや、個人所蔵の複製などがあり、デジタル化を進めている。他にも新聞、地図、映像など地域のことを調べる手段として、多くの資料を収集・整理し、利用に供している。

5 複合館のメリット

当館は総合図書館との複合館であることを最大限に活かし、両館で連携して利用者サービスに努めてきた。まず行政刊行物については、文書館が収集・保存・利用の責任を担い、一元化している。一方、清掃、空調など建物管理に関する事柄やコンピュータシステムは全て図書館に委ねている。

それ以上に、この建物へ来れば何でも調べられるという印象を利用者に与えられることが何より大きい。両館が協力し合うレファレンスこそ、当町の最大の武器である。

平成29年から両館は指定管理者制度を導入した。図書館は館運営全体を、文書館は施設管理の部分のみを同じ業者に任せることになった。文書館は公文書を取り扱うこと、職員の業務支援を行うことなどから、本来の業務は直営で運営する必要がある。一方、施設管理は元々図書館に委ねてきたため、同制度を導入しても実態はあまり変わらないと判断したものである。

今年度の導入後は、従来のメリットに加えて、デジタルアーカイブのサーバが使用可能になったこと、複写代金の収納事務などが軽減されたことなど、幅広い連携ができるようになった。

6 地域の人びととともに

市区町村アーカイブズで重要なのは地域住

民との関わりである。寒川文書館では窓口で行うレファレンスのほか、ボランティア、サークル支援、出前講座など、地域の方々と連携する様々な機会を設けている。

中でも最も重視すべきなのがレファレンスである。最も問合せが多いのは土地関係の調査で、土地改良の公文書で法務局の公図を補足する案件が多い。また江戸時代の庶民信仰の実態のわかる高野山高室院文書から先祖の足跡を確かめたり、多様な専攻の学生のレポートを支援したりする。東日本大震災の際は、関東大震災の被害状況や自宅周辺の地盤や標高など、防災情報を求めて来館者が急増した。歴史の学習だけでなく実用的な利用が多いのが特徴である。

さらに、資料整理や展示替え作業にボランティアの皆様にお手伝いいただいたり、古文書講座の受講生が結成した「古文書愛読会」というサークルの運営を支援したり、地域の方々との繋がりを重視した活動を展開している。

おわりに

以上、寒川文書館の仕事について紹介した。①調査、②収集、③整理、④保存、⑤閲覧・レファレンス、⑥普及、⑦刊行という一連の業務のうち、最も重きを置くべきなのが⑤であると考え。資料目録を作るのも、良い環境で保存するのも閲覧やレファレンスのためであり、展示、講座などの普及活動も、自発的な閲覧を促すためである。全ての業務のベクトルは地域の方々の問題解決に向かっている。

一方で、組織のアーカイブズである以上、その構成員である自治体職員に貢献することこそ、市区町村アーカイブズの存在意義だとの考え方もある。この二つの考え方は決して矛盾しない。職員に資料を提供して業務支援することは業務の効率化につながり、空いた時間を本来の住民サービスに充てられるのだ

から、アーカイブズによる職員向けサービスは、間接的に住民サービスにつながるのである。

住民にとって、自分の住む町にアーカイブズがあることは幸せなことである。いつでも調べたいときに答えを導き出せ、それが身近な行政サービスとして、どこの町でも普通に行われる。そのような社会が望ましいと考える。アーカイブズ機能を全国に普及させる全史料協の取り組みに、今後もぜひ期待したいと思う。

研修 C

市民協働によるデータベース構築 －尼崎市の事例から－

尼崎市立地域研究史料館

西村 豪

尼崎市立地域研究史料館では、独自に開発したシステムをレファレンスや資料整理に利用しており、その一部は絵はがきデータベース“PCD”などとして館のウェブサイト上でも公開している。また、近年では写真データベースの構築にも注力している。

史料館が提供しているこれらのデータベースの特徴、システムの開発を進めていく上での留意点や諸課題、またそれらの多くが市民ボランティアとの協働のなかから構築されたものであることの意義などについて報告した。

1 文書館にとって DB とは

史料情報の発信は文書館事業の根幹をなすものであり、かつて冊子体で配布されていた史料目録は DB に形を変え、それはウェブ上に公開し、時間と場所を選ばずにアクセスできるようにすることが求められている。

2017年の調査では図書館がウェブ上に公開している OPAC は3331館中3000館で90.0%

に達しているが、文書館界ではウェブ上に検索 DB を公開している施設はまだ多くない。

システムの構築には館側にある程度 DB に関する知識をもった担当者において、要求される仕様をまとめ、開発担当者に伝えるなどの工程が必要になる。また、開発を外注することは費用の点で小規模館では難しく、尼崎ではシステムは内製し、データの作成は市民ボランティアを活用することで予算ゼロで実現してきた。

その結果、史料情報の発信力が強化されることによって、利用者の目が隅々まで届くようになり、史料の利用が広がっている。史料は利用されてこそ保存している意味があり、必要とする人に必要なタイミングで史料を利用してもらえ体制を築けるかどうかは DB の充実にかかっている。

2 DB 化の成果と課題

尼崎の史料館では1993年にコンピュータを導入して市販 DB ソフトの利用をスタートし、図書や古文書目録の DB 化によって、キーワードによる検索が可能になった。それまで手書きであったカードや目録の印刷が可能になり、館独自の目録形式から標準化を目指して採録項目を増やすなど徐々に構造を変えていった。その後、レファレンス記録・調査記録といった業務情報も DB 化をすすめた。

その結果あらわれてきたのは、DB ファイルの分立、ファイルを越えた検索ができない、テーブル構造の不統一、記述方法の不統一といった課題であった。

3 システムを構築し解決

まず、システム導入の必要条件である、1人1台の PC 配備と館内作業スペース全室への回線敷設を実施し、館内 LAN ネットワークを構築した。そのうえで、ウェブベースの新システム (NAPS) を構築した。

ウェブシステムとは情報のやりとりをウエ

ブ（インターネット）の技術でおこなうもので、システムとデータをサーバーに置き、各端末からネットワークを通じてアクセスし、サーバー上で各種の処理を実行するシステムである。端末にウェブブラウザさえあれば利用でき、複数の同時アクセスに強く、端末側のマシンパワーを必要としないこと、オープンソースの言語やアプリを使えばライセンス利用料が無料であることなど多くの利点があることから、現在ではオンラインシステムの主流となっている。

最初に図書・雑誌目録を移行し、次第に業務DBをNAPSに移行していった。その後も既存DBの統合や新機能の追加を進めていった結果、今では事業を進める上で欠かせないシステムになっている。NAPSには、情報をつくり、蓄え、引き出すことと、それらの情報を外部に発信するための機能がワンパッケージで実装されているのが特徴である。

NAPSの運用開始と機能拡充によって、史料情報の発信力強化とボランティア活用の下地づくりが実現された。

4 史料館とボランティア

史料館事業とボランティアの関わりにおいて、組織的かつ大規模なものとしては阪神・淡路大震災後が最初である。全史料協会員や歴史資料ネットワークのメンバーである学生・大学院生などのボランティアが被災文書の救出や館内の復旧のため活動した。職員だけでは限界がある館の復旧作業などに非常に大きな実績を残したが、震災復旧が一段落すると終息していった。

その後数年間は、すでに関わりのある利用者に資料整理をお願いするなど、細々とボランティアの受け入れを続けていたが、2003年頃からは作業メニューを拡充し、単独作業の他にグループでの作業を用意したこと、ウェブサイトで募集を始めたことなどによりボランティアは増加傾向となった。間口を広げ

たことでボランティアの種類も広がりを見せるようになった。例をあげると、市民ボランティア（講座・イベント等の参加者、元市職員に加えて、これまで接点のなかった純然たる市民も）、就労支援事業所の実習者、インターンシップや学芸員実習の学生などである。

作業メニューには、写真目録、広報誌の索引の作成、絵はがきや写真プリントのデジタル化作業などを用意した。当初は各人に作業用のExcelやAccessのファイルを作っていたが、NAPSに各種DBが統合されるにしたがって、ログインしてNAPSに直接入力してもらう方法に移行した。こうしてボランティア作業を10数年にわたり継続してきたことで、多くの情報が蓄積される結果となり、ボランティアの方々に対して、目に見える形で成果をフィードバックすることを考えるにいたった。

5 新たなDBが生まれる

ボランティア作業によって形になってきたのは、これまで館に存在しなかった種類の情報であるため、これらを収める入れ物となる、新たなDBが増えていった。新聞・広報誌などから記事のタイトルを入力した「新聞・雑誌記事索引」、史料館と文化財収蔵庫、市民から借用した絵はがきを収録した“PCD”（2014年ウェブ公開済）などである。しかし、DBが増えたことは、検索すべき対象が増えることにつながった。これらの情報を活かすためには、各DBの隅々まで検索し、漏れなく情報をすくい上げる仕組みが必要になってきた。

6 情報を拾いあげる仕組み

必要な情報に確実にたどりつくための仕組みとして、各DBを全文検索する機能「横断検索」を作成した。

横断検索ボックスはNAPSの画面右上に常に表示されており、検索語を入力して

Enter キーを押すと各 DB を一斉に検索し、それぞれのヒット数が表示される。また、地名とタグの項目は、地名や団体名の名称変遷を自動で検索条件に追加して検索するようになっている。

個人名や団体名は統一されたタグの形で記録するようにしているため、各テーブルに記録されたタグに同じ文字列があれば、他のテーブルのヒット件数を表示することが可能となる。写真目録の作業（写っている文字情報は何でも入れておいてもらうようお願いしている）と、商工名鑑や電話帳の入力作業といった、別の工程で入力されたデータが個人名や団体名のフィールドを通してつながるようになったのである。

ただし、その前提として、英数、カタカナ、スペースなどの文字種を統一して保存したり、旧字体、異字体に関係なくヒットさせる仕様となっているからこそ、検索精度を向上できているのである。

この横断検索は史料情報のみならず、利用（過去のレファレンス事例）や調査の記録もヒットするので、これを利用することで、同様の相談に対して素早い対応が可能になっている。また、検索語にヒットするだけでなく、関連するデータも提示する機能によって、検索結果は多くなる傾向にあるが、ユーザーに情報を取捨選択する機会を作るという意味で、多過ぎるくらいがちょうど良いと考えている。

7 実現できたこと

■ボランティアの力を最大限に活用

作業マニュアルの完備やシステムの整備により受入体制が改善され、ボランティアの力を最大限に活用できている。（2000年度78回だった年間ボランティア作業回数は2016年度は475回と過去最高を記録し、7年連続で増加中）

■成果の活用

ボランティアの作業成果が日々のレファレンス業務に活用されるとともに、館がウェブ上で発信する情報の一部になっている。

■主体性の発揮

作業の振り返りができるよう各人に作業記録をつけてもらうことと、何のための作業か、進捗率はどれくらいか、といった情報を積極的に伝達することで事業に主体的に関わってもらうよう心がけている。その結果、ボランティアからの作業手順の改善提案といった例にもつながっている。

■ボランティアから利用者へ

一部のボランティアは、自身が関心を寄せるテーマを調べるため利用者にもなっている。

■新規 DB の構築から公開まで

新規 DB は、まず職員限定として運用しながらデータや動作の検証をし、次に来館者向けに館内限定で公開、その後ウェブ上に公開するという流れができている。

史料館にとってボランティアは、単に労力を提供してもらうだけの存在ではなく、双方の目標を実現するためのよきパートナーになれるはずだと考えている。こうした市民との協働を進めていくことは、これからの文書館事業のうえで鍵となるのではないだろうか。

8 課題と展望

文書館が求める業務システムとは、図書館、博物館のそれとは当然違うものであり、文書館向けのパッケージシステムがないこともあって導入が進んでいないのが現状である。

NAPS に盛り込まれた機能は、尼崎の史料館が日々の業務を進めるなかで形になってきたものであり、他館でも大いに参考になると考えている。ただ、NAPS は私だけが開発してきたシステムであり、将来にわたって安定的に運用を継続する点に不安がある。

史料館の所蔵史料は古文書、近現代文書、図書、地図、写真など多岐にわたる。そのた

め、史料のタイプを意識することなくキーワードで検索できるシステムの構築を目標に掲げており、史料情報から直接デジタル画像により史料を閲覧できる、デジタルアーカイブへの対応も考えている。すでに兵庫県西宮市では“にしのみやデジタルアーカイブ”を公開しており、他機関の事例を参考にしながら整備を進めていきたい。

研修C 質疑記録

宮田完成（三豊市文書館）：サーバーとつなげて全部作業されているとのことだが、そのバックアップはどのようにされているのか。

報告者：例えば10分ごと、1時間ごとのバックアップのソフトを走らせて、サーバーのデータをNAS（Network Attached Storage）にコピーしている。また、東日本大震災後の平成28年からは、史料館とその周辺が被害を受けたことを考えて、週に1回、史料館のサーバーデータの全体をコピーしたポータブルのハードディスクを本庁舎の総務局の部屋で保管してもらうこともしている。

神崎智史（西宮市情報公開課）：お一人でシステムを構築されたとのことだが、事前にシステムの知識があったのか。また、ボランティアの作業がばらばらにならないようなマニュアルの存在や、ボランティアの作業で困ったことなどは？

報告者：史料館に入った当初は知識ゼロで、ホームページを作る所から始めて、独学で本にかじりつきシステムを作る勉強をした。独学の不安があったのでデータベースの会社にアルバイトにいき知識を吸収し、ある程度の商用DBを作れるようになった。ボランティアに限らず職員でも人によるばらつきはある。均質化するためにはマニュアルを作り、

作業の工程をきっちりさせ事細かにそれにそって作業をしてもらうしかない。ノルマはかけず、時間がかかっても使えるものを作るようお願いしている。最初にこちらの考えとボランティアさんの姿勢のすりあわせをして共有する場をもってから作業に入ってもらうことが大切。グループ作業には情報交換が必要になるが、単独作業の方が得意な人もいるので、最初に参加して雰囲気のみてもらって、ご自身で決めて作業してもらっている。

竹村到（板橋区公文書館）：①情報公開の中身の責任やレベルについてはどうか。②バックアップを単独管理するにあたって、本庁に厳しい管理条件などはないか。③XML（記述言語における規格）のデータベースについての考えはどうか。

報告者：①今、史料館でWebにオープンにしている情報は、刊行物や目録情報であり、公開してよいか判断を要すものはまだデジタル化していない。今後デジタルアーカイブズの対象になる公文書や写真などは、それが必要になるが、どういう体制で公開・非公開の判断をするのかはまだ決めかねている状態。②本庁の情報政策部署にも厳しい制限があるが、本庁とは完全に切り離された史料館独自のローカルなネットワークである。その分、弱く緩い面もあるが、こちらの判断である程度、バックアップ体制や新しい機械とつなぐという融通も大きく。③今のHTMLでのWebサイト表示は信頼性が高いが、今後、デジタルアーカイブズを見据えて、公文書や古文書の目録記述、ISAD（G）などを検討しているところである。データベースは素のデータが入っており加工しやすいので、今後は必要に応じて記述を合わせてデータを提供していきたい。

小高哲茂（群馬県立文書館）：ボランティアとの市民協働は、データベースの構築という作業での話だったが、市民にデータを提供してもらうような取り組みはされていないか。

もっと広く市民との関わりが増えるという視点で。

報告者：写真の募集という市民からのデータ提供を呼びかけてやったこともある。しかし、データやプリントしたものを持ってきてもらおうと、解像度が悪かったりスキャンの状況が良くなかったりと、こちらの仕様に合わない可能性がある。デジタルよりは元のプリントを貸してもらい、史料館の仕様でデジタルを作るという方が安心である。デジタルで募集をかけてデータをもらうというのは、今の状況ではまだ難しいと思っている。

(司会・記録：亀岡市文化資料館 上甲典子)

研修D

豊田市の公文書管理 ～情報公開制度による歴史公文書の公開～

豊田市総務部庶務課
八木寛元

はじめに

豊田市の歴史公文書の保存・公開は、平成17年4月の市町村合併による旧町村文書の保存の必要性から始まったもので、その後の公文書管理法の施行を踏まえ、平成25年4月に情報公開条例の改正など規程類の整備と、市役所東庁舎の建て替えにあわせた施設整備を行った。また、それまで担当が分かれていた文書管理事務と情報公開事務を一つの担当で行うこととして、現在の庶務課文書担当を配置した。

当市の歴史公文書の保存・公開において特徴的といえるのは、その公開に情報公開の制度を用いていることである。当市では、歴史公文書を「廃棄決定された行政文書のうち歴史的価値の高いもの」とし、行政文書と歴史公文書の両方を公文書と位置付けている。また、行政文書の管理と歴史公文書の管理を庶

務課（市長部局）で一貫して行っている。このことから歴史公文書の保存は、それまでの行政文書のみを管理してきた「公文書の管理」に歴史公文書の管理が加わったものであり、歴史公文書の公開は、それまでの行政文書を公開してきた「情報公開による公文書の公開」に歴史公文書の公開を加えたものとなっている。

公文書の管理と歴史公文書の移管

行政文書の管理については、公文書管理条例の制定はなく、文書管理規程に収受、起案などの文書の発生から廃棄するまでのルールを定めている。

平成25年の一部改正で、歴史的価値のある行政文書の選別、移管等に関する規定を設け、行政文書のうち廃棄決定され、選別を受けたものを歴史公文書として管理することとした。歴史公文書の選別は、歴史公文書選別基準に従い、文書事務担当課長（総務部庶務課長）が行うこととした。文書事務担当課長は、選別結果に基づき主管課から提出された廃棄決定済みの行政文書を、歴史公文書を管理する庶務課長に移管する。ここで歴史的価値のある行政文書が廃棄されずに歴史公文書として保存されていくことになるが、行政文書を管理してきた文書事務担当課長（庶務課長）から歴史公文書を管理する庶務課長へ移管するため、その移管がスムーズに行われていることは当市の特徴といえる。

歴史公文書の管理

歴史公文書の管理は、文書事務担当課長から移管された歴史的価値のある行政文書を歴史公文書として整理し、保存するためのルールを平成25年に新規制定した歴史公文書管理規程で定めている。

文書事務担当課長から移管された歴史的価値のある行政文書は、歴史公文書の妥当性を確認した上で整理するが、実務としては、主

管課から提出された全ての文書に目を通して、歴史的価値の有無について再選別を行っている。この再選別に当たっては、教育委員会文化財課の市史編さんに携わる職員にも立ち会ってもらい、一般行政職のみでは難しい歴史的価値の判断を補っている。

収集、整理した歴史公文書は、一定の事由を除いて原則として永久的に保存され、平成28年末現在で7018冊となっている。これは主に合併前の旧町村が保有していた文書を収集したもので、合併前の旧豊田市の古い文書はほとんど収集ができていない。これには、平成16年度までに永年保存とされた文書が手つかずのまま書庫で保存されていることが大きく影響していると考えており、来年度から永年文書の有限化事業として歴史公文書収集の強化を行っていく予定である。

公文書の開示

当市では平成25年の情報公開条例（以下「条例」という。）の一部改正により「公文書」を「行政文書及び歴史公文書をいう。」と定義し、歴史公文書の開示（公開）についても行政文書の開示を行う手段である情報公開を用いている。条例上は、まず行政文書の開示について規定し、歴史公文書の開示についてはこれを準用する形をとっている。

ここからは、情報公開制度による歴史公文書の公開（開示）について、条例の規定により整理して紹介する。

まず、第1条の目的であるが、歴史公文書を含めた際にも改正を行っていないため、歴史公文書についても説明責任の全うが直接的な目的となっている。第2条第2号の行政文書の定義は、一般的なものであるが電磁的記録を含み、組織共用を要件としている。これは行政文書に関する規定であるが、結果的に歴史公文書の要件になるものである。第2条第3号の歴史公文書の定義は、「実施機関が廃棄の決定をした行政文書を、別に定めると

ころにより、重要な歴史資料として、市長が保有しているもの」となる。第2条第4号は繰り返しになるが、当市においては、行政文書及び歴史公文書を公文書と定義している。第5条では開示請求権として、「何人も、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」としている。行政文書の開示に対する規定になるが、歴史公文書の開示としても準用し、「何人も、市長に対し、歴史公文書の開示を請求することができる。」と読み替えている。第6条は開示請求の手續に関する規定であるが、歴史公文書の開示も行政文書の開示と基本的に同じ手續になる。開示請求書の様式も同じものを使い、行政文書か歴史公文書かを区分する欄を設けるだけになっている。ただし、請求の対象となる文書名等を記載する部分には、歴史公文書の開示の場合には、第19条で市長に作成が義務付けられている歴史公文書目録にある文書名を記載するものと読み替えている。第7条は開示義務と不開示情報に関する規定で、開示請求があったときは、不開示情報を除いて開示しなければならない義務を、行政文書については実施機関に、歴史公文書については市長に義務付けている。情報公開における不開示情報は、6つで、1号の個人情報、2号の法人の事業活動情報、3号の公共の安全情報、4号の審議、検討又は協議に関する情報、5号の事務事業情報、6号の法令秘情報を定めている。不開示情報の取扱いに関しては、歴史公文書の開示では特別な取扱いがあり、1号の個人情報に該当するか否かを判断する際に、時の経過を考慮しなければならないこととしている。上述以外も行政文書の開示に関する規定のほとんどを歴史公文書の開示に準用している。

歴史公文書の開示に適用されないものは、第10条のいわゆる「存否応答拒否」で、歴史公文書の請求は目録に掲載された文書に限定されることから拒否することが想定されてい

ない。

また、第17条の他の法令等による開示の実施との調整についても、歴史公文書は、行政文書としては既に廃棄されたものであることから、他で開示することは想定されず、調整は不要としている。

平成25年の条例改正により歴史公文書の開示が可能になって4年以上が経過する。公文書の開示状況は、行政文書の開示請求年間約500件から600件と多くなっているが、歴史公文書の請求は、制度が始まった平成25年度から平成28年度末までのトータルで4件、請求者は1人となっている。

公文書管理法との比較

本市の情報公開制度による歴史公文書の公開と、公文書管理法による歴史公文書の公開とを比較してみる。

〈目的の違い〉

どちらも説明責任を目的としているが、公文書管理法では、歴史公文書の利用を図ることや、説明責任を果たす対象に将来の国民があることが明記されている。

〈歴史公文書の定義の違い〉

公文書管理法では「歴史公文書等」とし、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」と公文書以外の文書も含まれている。これは、「公文書等」の定義が行政文書の他に法人文書、特定歴史公文書等を含んでいるところから広い定義となっている。これに比べて本市の歴史公文書の定義では、歴史公文書は廃棄決定後の行政文書のみ限定している。

〈歴史公文書における個人情報保護の違い〉

歴史公文書に記載された個人情報について、漏えい防止等の措置義務や文書の開示義務等を公文書管理法で規定しているが、本市では、個人情報保護条例で行政文書に対するものを歴史公文書に準用し、適用させている。国では、本人が歴史公文書に載っている本人の情報を利用したい（見たい）場合に

は、本人に関する情報の部分を不開示とせず、開示することとしている。本市では、本人に関する歴史公文書の開示（利用）については、個人情報保護条例に規定を置き、行政文書における個人情報の開示請求を準用して開示することとしている。

〈利用促進の違い〉

目的の違いのところでも少し触れたが、公文書管理法では歴史公文書等を展示等により積極的に一般の利用に供するよう努めるものとされているが、本市には同様の規定を置いていない。行政文書に関しては情報公開条例第27条に情報提供の推進として、情報公開の開示請求を待たずに最も適切な方法で市民に提供することを推進していく規定があるが、歴史公文書についてはこの規定を適用させていない。

おわりに

〈公開の対象や方法は同じである〉

重要な歴史資料を保存し、請求に基づき閲覧等をさせ、その処分に不服がある場合は審査請求の対象となる。不開示情報の判断に時の経過を考慮したり、目録を作成したりなどの違いはあるが、行政文書の保存と利用（開示）が継続されている形は変わらないものである。

〈請求者の目的が変化するだけである〉

歴史公文書はアーカイブズとして、より広い利用ニーズに対応し、保存、活用されるべきである。しかし、情報公開制度においても請求者の範囲や請求理由を限定するものではない。保存し、公開する側は、自らが行ってきた諸活動に対して広い意味で説明責任を果たすことを目的として公開するものであり、制度として浸透している情報公開制度を用いることはよりシンプルな発想である。本市では、行政文書から歴史公文書になっても保存場所が変わる程度の継続的な管理が可能であり、その公開の方法も変える必要がないと考

えたのは、いたって自然である。

〈利用促進よりも良質なコンテンツづくりが重要である〉

当市の歴史公文書の収集、保存は、平成17年度の市町村合併から始まったばかりであり、単に廃棄することを止め、そこから歴史公文書を蓄積している段階である。まずは、歴史公文書としての利用を考慮した良質な歴史資料を残していけるような仕組みを早期に構築することが優先される。そのために決定までの経過を残すような文書作成、事業全体が把握できるようなファイリングの実現など、文書管理全体の質を向上していくことが、これからの重要な課題であると考えている。

研修D 質疑記録

神崎智史（西宮市情報公開課）：資料の34頁に平成30年度から永年文書の有限化事業を予定とあるが、この事業を進めるにあたってどういったことが課題となるか。

報告者：平成16年度までは、永年文書という保存区分が存在していた。それを30年保存に変更したわけだが過去にさかのぼって永年文書を一律30年保存に変えたわけではないので平成16年度以前は残っている。それを書庫から引っ張り出してきて、中を見て歴史公文書かどうか、あるいは、まずこれは何十年保存にしようかということを決めていく。その際には、30年保存を限度でやっていこうと思っているが、30年を経過したものについては、廃棄するか歴史公文書として管理をしていくかに分けるという形になる。中身を見ないことには分からないので、今年度は試行ということで各課一箱ずつ、まずは開けて見ようということから始めていきたい。

小川千代子（国際資料研究所）：情報公開条

例を援用して歴史公文書を定義して公開する制度と理解した。豊田市では公文書の管理を適切にどのようにするかについてのルールは、文書規程でやっているのか、あるいは情報公開条例の中にそれが含まれているのか。

報告者：公文書の管理については、条例はない。文書管理規程の中で管理をしている。

宮田克成（三豊市文書館）：電子公文書は、歴史公文書化されていないということだが、それはまだ保存期限が来てないから歴史公文書にできないということか。今後歴史公文書としていくときにどういう方法を考えているのか。

報告者：文書管理システムは、平成16年度から導入しており、すでに10年経過しているので、10年保存といったものが本来は歴史公文書の選別をうけて一部は歴史公文書として管理されるべきところである。しかし電子公文書の管理方法などが現在決まっていないので保存期限が来て廃棄決定までしているが、そこでストップしている状況である。新たに歴史公文書の管理システムといったものを構築していくことになるのかと思っているが、今後の課題である。

小高哲茂（群馬県立文書館）：現用文書の担当課長は庶務課長で、歴史公文書の管理者も同じ庶務課長であるということがメリットとしての話を聞いたわけだが、逆にデメリットと思うところはあるか。

報告者：私たちは一般の行政職員なので、歴史的価値という意味がわかってなくて、本来管理すべきもの、こんなの全然いらぬよといった選別がうまくできていないんじゃないかという心配は感じている。そういった面で教育委員会とか歴史的価値の判断、選別等ができるようなところの協力、あるいは、そういった職員の育成が課題だと思っている。

大木悠佑（江東区総務課）：レコードスケジュールで保存期間満了措置の決定がされているが、満了になった段階で移管するのと廃棄

するのと主管課と判断の異なったというのがどれくらいの件数あったか。もし廃棄から移管するとなったときに、主管課のほうがやっぱり延長するみたいなことはあったか。

報告者：レコードスケジュールが個別フォルダに設定してあるが、実際にそれを出すように各課に依頼していくと、こんなの歴史的価値ないから出さないとか、実は何もフォルダに入っていないというようなことがあり、価値がないかどうかは庶務課で判断するからとにかく出してくださいというような現状である。選別は、10%ぐらい歴史公文書として、それ以外は廃棄している。

山田之恵（藤沢市文書館）：以前に豊田市の事例報告を聞く機会があり、原課がファイル基準表を変更する際に必ず公文書管理センターと協議するかあるいは申請をして修正の決定を公文書管理センターが行うと聞いた記憶があるが、実際に行われているかどうか。ファイル基準表の中にレコードスケジュールがふられていると思うが、提出された段階で何らかの形で協議が行われているかどうか。

報告者：ファイル基準表の作成管理については基本的に庶務課になる。個別フォルダの上に標準フォルダがあり、標準フォルダの管理については、各課からの修正依頼をうけて庶務課で修正を行う。個別フォルダの管理については、所管課のほうにあり、標準フォルダの下に作ることができる。ただし過年度については庶務課で管理している。ファイル基準表の中のレコードスケジュールに関しては、設定するのは所管課で、そこにおいて庶務課と何か協議をするということはない。選別の際には、現物を見るので、そこが協議というか確認はされる。逆に本当は歴史的価値があるのに歴史的価値がないと落としてしまうものがあるかもしれない。そのあたりの協議というのは今のところはできてない。

（司会・記録：藤沢市文書館 櫛原直樹）

研修E

用田村伊東宗兵衛家文書の整理と活用

大磯町郷土資料館
富田 三紗子

はじめに

本研修会では、筆者が勤務している大磯町郷土資料館（以下、必要に応じて当館と表記する。）が所蔵する地域資料を、教育普及事業において活用した事例を紹介する。勤務先は博物館であるが、紹介する事例からは、市民が地域資料に対して高い関心を持っていることがわかり、事業を担当した筆者はその関心の高さを改めて実感した。本事例を通して、地域資料には幅広い活用の可能性があるという認識を共有したい。なお、本研修会で使用する地域資料という語は、古文書とほぼ同義で使用する。また、博物館の事例として、博物館が扱う資料の多様性から、地域史料ではなく地域資料と表記する。

1 用田村伊東宗兵衛家文書について

まずは、紹介する事業で活用した資料群について説明する。用田村伊東宗兵衛家文書（以下、伊東家文書と表記する。）は、平成11（1999）年に大磯町内在住の方から寄贈いただいた古文書群である。総点数389点、江戸後期から明治初期を中心とした地方文書である。

用田村は現在の神奈川県藤沢市用田にあたり、伊東宗兵衛家は用田村を興したと言われる伊東家の分家の内の一家である。『新編相模国風土記稿』によると、伊東家は伊豆国の伊東氏に系譜があると伝わり、天正年間（1573～91）頃、伊東孫右衛門祐矩が用田村を開いたと言われる。祐矩には子が4人いたが、長男が出家したため二男が孫右衛門家を



研修E

継ぎ、三男市郎兵衛、四男宗兵衛が分家した。この三家は伊東三家と呼ばれ、用田村の全てのことを決めていたという。当館所蔵の古文書群は、四男が継いだ宗兵衛家のものである。

伊東家文書は大磯に直接関係がある資料ではないが、伊東宗兵衛家と町内の名主家が姻戚関係になったことから、古文書が町内に移動して、当館が寄贈を受けることになった。ただし、寄贈を受けた当時は当館に歴史担当の学芸員がいなかったため、しばらくは収蔵庫に保管され、整理されなかった。

2 教育普及事業での活用

一 古文書を市民と共に修復、調査する

当館では、平成11年度から学級活動として市民のボランティアサークル活動を始めた。その中の一つに「民俗を親しむ会」という会があり、衣類資料の整理などを中心に行っていた。整理作業が一段落し、次の活動内容を検討したところ、会員の中に隣接市の平塚市博物館の「裏打ちの会」に所属している者がいて、当館でも裏打ちを行いたいという話になった。

当館の裏打ちの学級活動は、平成16年度から「古文書裏打ちの会」(のち、「古文書裏打ちクラブ」と改称。以下、裏打ちクラブと表記する。)として始まり、平塚市博物館の会

員がクラブの講師兼会員となって、他の会員に修復技術を指導している。原則として毎月第三土曜日の午前10時から午後3時頃という月1回の活動を現在まで続けている。会員数は15~20人前後を推移している。

当時の記録によると、クラブを開始した翌年の平成17年頃から伊東家文書の裏打ちを始めたようである。この時、会員の中に古文書整理の経験者がいて、ある程度の封筒分けや資料名、資料番号の記載が行われた。しかし、この時はまだ、当館に歴史担当の学芸員が配属されていなかったため、それ以上の整理が行われることはなかった。

その後、歴史担当の学芸員として筆者が配属され、平成24年度から「古文書解読クラブ」(以下、解読クラブと表記する。)を開催することにした。目的は、参加者と共に所蔵する古文書の解読を進め、所蔵資料の整理や活用を促進することである。平成23年度に筆者が歴史担当の学芸員として配属された時、当館は、開館以来24年間、歴史を専門とする学芸員が配属されなかったことから、未整理の歴史資料、特に古文書が大量にある状態であった。また、8年間続けられた裏打ちクラブで修復された資料も、修復されただけで未整理の状態であった。このような状況を打開するために、解読クラブにおいてそれらの未整理資料の解読を進め、資料整理を少しでも進めたいと考えた。

解読クラブの開催頻度は、裏打ちクラブと同様に月1回とし、原則として毎月第一土曜日の午後2時から4時とした。会員数は15人を上限に11~14人で活動し、退会者が出た場合に年度を単位として新たな会員を募集している。

裏打ちされた資料は襖の下張り資料など様々な種類の資料があったが、初心者も含めた市民と共に解読を進めるためには、ある程度一般的な地方文書群の構造を持った資料群の方が扱い易いと判断し、唯一その体裁を持

っていた伊東家文書を対象とした。ただし、解説クラブを始めた時点では、伊東家文書の全容がほとんどよくわかっていなかったため、まずは、裏打ちクラブの会員が行った整理作業を引き継ぐかたちで筆者が仮目録を作成し、解説クラブの活動に活用した。

解説クラブの趣旨としては、この仮目録を活用して会員が自主的に解説することが望ましいが、会員募集の際に初心者も入会可能としたため、予めテキストを選択して配布し、参加者に予習をお願いして、クラブの当日に輪読しながら、担当学芸員である筆者が解説する講義形式から始めた。

初回はガイダンスとして活動内容の説明や、古文書の解説、調査方法を解説し、2回目に初回で配布したテキストの輪読を行った。この時、参加者の習熟度を見極め、参加者自身の希望も聞きながら、3回目以降は、輪読形式で進める学習班と、仮目録から関心を持った古文書を選択し自主的に解説を進める筆写班とに分けて活動を進めた。4回目以降は、筆写班の会員が解説した古文書を、解説した本人が学習班の会員に対して解説する時間を設けた。次第にこの時間が長くなってきたため、平成25年度の活動から、筆写班が解説した古文書の中からテキストになりそうな古文書を筆者が選択し、解説した会員に解説していただくことにした。会員同士が教合う形式は、裏打ちクラブの前例を参考にした。

筆写班の会員は、解説クラブに参加する前から、他館やカルチャーセンターなどが主催する古文書解説講座に参加したことがあるなど、経験者が中心になっていたため、自身で解説する能力が十分にあった。彼らに講師の役割をお願いすることによって、その能力を所蔵資料の整理や調査に結び付けたいと考えたところ、その能力は思いのほか発揮され、筆写班の会員は自主的に解説した古文書の内容に関連する研究書などを調査し、学習班の

会員に発表する際、古文書の背景などを解説するまでに至った。さらには、月1回の頻度では足りないという意見が出たため、平成26年度から筆写班については毎週金曜日にも自主的に解説する時間を設けることになった。

また、次第に古文書の内容を明らかにしていく中で、一度、古文書が作成された用田の現地見学を行いたいという意見が出た。会員の中には、既に自主的に用田を訪ねた者もいて、クラブの中で現地の様子を報告していた。そして、平成25年12月8日に、解説クラブ会員の有志で用田の現地見学会を開催した。伊東家文書の中には、当主が描いた用田の地図などがあり、現地を見学することによって土地勘を得ることができた。

3 展示の開催 一古文書の調査の成果を市民と共に発表する

裏打ちクラブと解説クラブで活用してきた伊東家文書も、解説クラブでの活動によって内容が明らかにされ、寄贈者から直接話を伺う機会もあり、大磯と用田のつながりが見えてきた。折しも、藤沢市文書館で用田を含めた御所見地域の悉皆調査の見直しを行い、報告書を作成するため、当館が所蔵する伊東家文書のマイクロ写真撮影が行われた。当館としても伊東家文書の存在と地域的なつながりを発表したいと考え、平成27年度に企画展を開催することにした。

企画展の開催趣旨は、当館のクラブ活動の成果を基軸として伊東家文書を網羅的に展示し、用田村の概要、伊東宗兵衛家を介した用田と大磯の関係を紹介することとした。展示内容を解説クラブの成果と結び付けたいと考えたため、前年度から筆写班で始めた毎週金曜日のクラブ活動を展示の準備作業に当てた。

この時、筆写班の会員として展示準備に携わった会員は5人いた。その内、4人の方には、伊東家文書の中から一つのテーマとなる古文書を選択していただき、企画展示室の一

つのコーナーを担当して展示を企画していただいた。また、この作業と関連して、図録の一つのテーマを担当していただき、原稿の執筆もお願いした。ここまでの作業をお願いするには、特定の古文書に向き合い、自ら古文書の内容を理解し、関連の事象を調査する意欲がなければ難しい。5人の内1人は、ここまでの作業をすることは難しいが、展示内容に対する意見交換や、展示資料の列品などの作業については参加したいという意向であったため、その作業をお願いした。

一連の展示作業を通して、担当した会員は、古文書に対する理解を深めただけでなく、自身が調査した古文書に自ずと愛着が湧き、会員によっては自分の展示を多くの人に見てほしいという欲求につながった。結果として、解読クラブの会員の家族や知人に企画展を案内していただき、宣伝効果も高まった。

3年程古文書の解読を行った解読クラブの会員には、解読していた古文書に対する愛着があるため、その古文書を題材とした展示に興味を持つことは自然である。では、解読クラブと無関係の来館者は、伊東家文書の展示にどのような感想を持ったのだろうか。

展示の来館者数は、42日間開催して4,594人であり、1日平均109.38人であった。当館の企画展は、4,000人程度の来館者数であれば通常の水準であるため、他の企画展と比較しても遜色はなかった。

アンケートから来館者の感想などを分析すると、町外からの来館者が多く、展示内容から藤沢市在住の方が多かった。展示に対する感想を自由に記述していただく欄には、藤沢市在住の方から地元地域に対する理解が深まったという感想をいただき、また、修復や解読作業に市民が関わっていたことから、裏打ちクラブと解読クラブの活動に対する感想もあった。これらの感想から、来館者は、地元の歴史が書かれた古文書に親近感を持ち、市

民ボランティアによって資料の修復や整理が行われたことから、古文書の保存、整理活動に関心を持ったようである。

また、会期中、展示解説を2回開催したが、初回は約50人の参加があり、企画展示室から参加者が溢れていた。このようなことは、担当した展示解説では初めてであり、今まで知られていなかった地元の歴史という題材には、一般の方も潜在的な関心を持っていることを実感した。

おわりに

当館の事業に見る地域資料の活用は、博物館活動の一環であるが、博物館での展示や教育普及事業では、参加者や来館者から共感を得ることが要点となる。今回の事業では、地域資料の解読（整理）に対して、また、地元の歴史が紐解かれることに対して、それぞれ共感を得ることができた。地域資料を読み解くことに関する関心は、研究者だけでなく、市民も持っている。地域資料の保存、活用に対する市民がもつ潜在的な関心は、地域資料の保存活動において大きな味方になるだろう。

研修E 質疑記録

司会 長谷川伸（大会研修委員、新潟市歴史文化課）：本年の研修会Eは、地域資料分野の応用編と位置付けている。近年盛んなアーカイブズにおける展示、資料整理ボランティアなどの市民協働活動を考える素材として、日常の博物館活動の視点から話題提供していただいた。

倉橋真紀（仙台市博物館学芸普及室）：講師の苦労が偲ばれるが、このすばらしい活動を他館で応用する時の問題点、調整事項等にはどんなことがあるか。

報告者：一番難しいのは、この活動を軌道に載せていくこと、それに対して担当者がこの事業にどれだけ時間を割くことができるか。今回は少ないメンバーに、古文書に関心を持ち、満足感を持って継続的に活動に参加して貰うかという中で、初期段階はできるだけ参加者1人1人の考えを汲み取る努力をした。その意思疎通ができてくると、次第にメンバーが応えてくれるようになり、担当の手を離れていくようになる。

大事だと思っていることは、(講師自身が)歴史担当の学芸員として覚悟を持ってこの史料やメンバーと向きあったということ。そうでなければ、この史料はお蔵入りしていたし、この活動はない。ゆえに博物館でも文書館でも専門職は必要なのであり、その果たす役割は大きい。

柴田知彰 (個人会員、秋田)：この活動をインターネットで発信したり、地域における古文書サークル間の学び合いなど、情報交換とか連携の考え方はないか。

報告者：当館のブログで古文書解読クラブの活動を紹介している。反応・問い合わせはかなりあり、特に古文書裏打ちクラブの方は、学生が会員となるなど、SNSによる発信の効果は大きいと感じている。他の団体との連携はできていないが、今後の展望としたい。

下玉利紀子 (長岡市中央図書館文書資料室)：市民ボランティアの運営を行っている。ボランティアには意識の温度差があると思う。戦力として頼る方にはどのようにアプローチするのか、「参加すること自体に意義あり」という方々には、どのように関わって楽しんでもらうのか。

報告者：匙加減が大事だが、お願いする時

は、その方のぎりぎりのレベルまで求めて、できたと思ったところでステップアップする形で頼んでいる。できるかどうかは、(少人数なので)日ごろの活動を見ていれば、判断できる。

温度差は出てきていると思うが、悪い雰囲気になってはいない。スタンスはいろいろでよいと言っている。ここにいって楽しい、大丈夫だと思う人は参加し続けている。

高野修 (個人会員、神奈川)：報告者の担当した伊東家の展示があったことを(地元藤沢に居ながら)終わってから知り、残念に思う。

自分も伊東本家の史料を追いかけていたが、散逸してわからなかった。しかし、大磯の鳴立庵の創建には伊東本家が尽力しているなど、本家と宗兵衛家は文化面での繋がりがあある。藤沢の俳諧史の振興に果たした用田村伊東家の役割は大きく、藤沢全体の歴史を考える上でも、この成果は重要である。そうした意味でも、大磯の博物館と藤沢の文書館がさらに協力されるとなおよい。



研修E フロアーから

報告者：今後ともご教示を賜りたい。

(司会・記録：新潟市歴史文化課 長谷川伸)

大会参加記

神奈川県相模原大会に参加して

東京都公文書館
中元直子

今年の全国大会は、「公文書館法30年－今、問われる公文書管理－」をテーマに、神奈川県相模原市「杜のホールはしもと」で開催された。同市は平成25年12月に公文書管理条例を制定し、翌26年10月に公文書館を開館している。

〈研修会A－視察見学〉大会1日目に視察があり、B班「相模原市立公文書館、市立博物館の見学」に参加した。B班には相模原市立公文書館長飯田生馬氏が同行され、移動中のバス車内でも相模原市の合併時のお話、米軍基地との関係などたくさんの興味深い話を伺うことができた。最初の見学先「相模原市立博物館」では常設展示の解説をしていただいた。他の博物館と異なっていることとして「近現代」に最も力を注いでいるとのことがあった。これは、戦前の軍事施設建設に伴う区画整理「相模原軍都計画」が現在の市の形成に大きく影響しているためである。バス車内で飯田館長が話されたエピソードと繋がり、大変興味深い展示見学となった。同博物館ではプラネタリウムや40cm反射望遠鏡での天体観測など、天文展示にも力を入れている。市立博物館の前には「はやぶさ」で有名なJAXA宇宙科学研究所があり、機会があれば博物館とともに再訪したい。次に「相模原市立公文書館」を見学した。相模原市の中央部に位置した旧城山町の議場がある城山総

合事務所を利活用した施設で、建物の第2別館3階が公文書館となっている。建物3階に上り、「相模原市立公文書館」の看板が掲げられた入口から中に入ると、高い天井と階段状に連なる議員席と傍聴席が目飛び込んでくる。議員席は閲覧席として活用し、最上段の傍聴席は講演会などの客席として使用しているそうだ。閲覧室には歴史的公文書目録が備えられ、行政資料や参考図書などの開架棚がある。壁に沿って企画展示のスペースが設けられおり、当日は「相模原における鉄道の開通と発展」というテーマで、相模原に開通した鉄道線や開業した鉄道駅の歴史に関する公文書等が紹介されていた。開館初年度より企画展示や講演会などを企画し、歴史的公文書の利用促進に力を入れているとのことで、10回目の企画展となるそうだ。閲覧受付では歴史的公文書の閲覧請求受付や有償刊行物の販売、レファレンスの対応などを行い、歴史的公文書の閲覧申請については審査後約2週間以内に回答する流れとなっている。別室の整理作業室では、歴史的公文書の目録確認と細目録の入力作業が行われている。引き続き、公文書が保管されている地下書庫を見学させていただいた。書庫は隣接する別棟にあり、旧役場施設の地下書庫をそのまま転用している。一度外に出なくてはならず、荒天時の資料移動をどうされているのか少し心配になった。公文書は中性紙保存箱に収納された上で、手動の可動書架に配架されている。公文書の利用に際しては、閲覧請求され一度審査を行った公文書については、二度三度と審査をしないよう審査記録が文書と一緒に残されていた。書庫環境は、温度は比較的安定しているが湿度変化があるため、除湿機を設置

しているとのことであった。保存箱内の環境調査も行われており、既存施設をより良い環境に維持すべく努力されていた。地下書庫に収納できない公文書は、民間倉庫に外部委託保管しているとのことである。既存施設の利活用は今後も増えていくと思われる。一事例として参考になる見学となった。



閲覧室の見学の様子

〈研修会〉大会会場で行われる研修会B～Eでは、研修CとEに参加した。研修C「市民協働によるデータベース構築—尼崎市の事例から」（尼崎市立地域研究史料館西村豪氏）では、目録DBの新システム（NAPS）の構築とボランティアによる写真・絵はがきの整理作業と目録作成について報告があった。同館では、史料情報の発信を目的に目録のDB化と、レファレンス記録・調査記録などの業務情報のDB化を図ってこられたが、たくさん出来あがった目録DBに、データの不統一、ファイルを越えての検索が出来ない、など様々な課題を抱えていたという。そこで館内LANネットワークを構築しサーバーを設置、全文・横断検索が可能な新システム（NAPS）を独自に開発された。NAPSを独自開発した理由は、図書や博物館資料、古文書など様々な資料に対応できるソフトがなかったためだ。しかし、プログラムをわかる人が他にいないことが課題とのことで、継承が難しいシステムの運用には多くの問題点があると感じた。より良い文書館のシステムを作

っていきたいという西村氏の展望に期待したい。研修会E「用田村伊東宗兵衛家文書の整理と活用」（大磯町郷土資料館学芸員 富田三紗子氏）では、地域資料を市民と共に修復・整理・活用していく活動について報告があった。伊東宗兵衛家文書は、古文書が読める学芸員が不在だったため、寄贈されてから24年間未整理となっていた。平成18年市民による裏打ち修復クラブで修復が行われ、古文書を専門とする富田氏が着任した後は古文書解読クラブの活動を開始し、解読と共に資料整理が進められた。その成果を展示発表として発展させたお話は大変興味深いものであった。専門職の必要性や様々な人を束ねることの難しさ、軌道に乗せるまでの苦労など、研修Cの西村氏のお話と共に、市民との協働について考えさせられる研修となった。

〈調査・研究委員会〉2日目は高村委員・林委員より「公文書管理及び保存の実態調査について—災害時作成文書を中心に—」の報告があった。これは東日本大震災から5年が経過した時点で保存年限満了となる災害時作成文書の管理実態の調査を実施したもので、今後アンケート調査を行う旨の説明があった。また9月に大分県内で発生した河川氾濫・冠水等被害への支援、及び常総市支援の経緯と状況について説明が行われた。現用文書の多くが常用文書であるため対応が難しく、今後、公文書の災害対応についてシステム作りを検討したいとの報告であった。

〈大会テーマ研究会〉第1部は相模原市立公文書館長飯田生馬氏と、鳥取県立公文書館長田中健一氏から、館の概要と地方自治体における公文書管理法についての取組みについて事例報告がなされた。その中で、条例制定団体数がまだまだ少ないこと、情報公開条例が全国的に展開し公文書管理を整える自治体も多いが、情報公開法では現用文書と歴史的公文書の文書管理・保存・利用には対応できないこと、公文書館の役割として地域の住民と

共に考え住民が利用しやすい場を創り出していくことが必要であることなどが述べられた。県・市町村が連携・協力し、歴史的公文書を次の世代へ引き継ぐ役割を果たすことが責務であり、そのことが地域の活性化・地域づくりに繋がるとのお話が印象に残った。第2部「公文書館法30年座談会」では法施行後30年を振り返り、現在の課題について意見交換が行われた。公文書館法定から30年が経ち、関連する公文書の保存年限も30年経過した。制定までの経緯と制定後の問題点について話し合われたが、専門職問題、条例設置の館がまだまだ少ないこと、条文が少なく強制力がないなど、課題は残念ながら解消されていない。30年前の諸先輩のお話を聞くにつれ、当時のような法整備への情熱が現在は希薄になっているように感じられる。公文書館に必要なものとは何か、市民に必要とされる公文書館とは何か、本大会で頻繁に耳にした公文書館が果たすべき「役割」を達成するためにも、様々な分野の方々と共に、課題を克服して行かなくてはならないと、改めて考える機会となった。

全国（神奈川相模原）大会に参加して

佐賀県公文書館
岩永 暁子

【1日目】

大会初日、最初に相模原市立公文書館の視察に参加した。旧城山町の議会場を改修して平成26年に開館した建物であったが、議員席・傍聴席はそのまま閲覧席に再利用され、天井は高く、全体的に明るくて、一般にイメージする公文書館と違って広々とした空間であった。この時は、『相模原における鉄道の開通と発展』という企画展が開催中で、JR



相模原市立公文書館の企画展示

線、小田急線、京王線など線路をイメージしたタイトルパネルが目を引いた。展示パネルの本文と鉄道に関する町史のページとを照合させるなど、わかりやすい展示の工夫がされていた。他にも原本をカラーコピーして四つ目綴じにした「手に取れる展示」があったり、展示ケースの中には、原本展示以外にもコピーをノリパネに貼り付けたものが並んだりボリュームがあり、一つ一つじっくり見たいと思ったが時間が足りず、非常に残念に思っている。

資料の整理作業室にもお邪魔した。職員2名で目録の作成や資料の埃取り、クリップなどの除去作業を行われていた。これらの作業の後、資料は中性紙の保存箱に入れられ、古い村文書等は同敷地内の地下書庫に、時代が新しい文書は外部の民間書庫に保管される。外部書庫の文書は、閲覧請求があれば1箱単位で民間業者に配送してもらおうとのことだった。外部に書庫を借りる不便さについて質問したところ、利用頻度を考えれば支障はないとのことであった。

後日、大会テーマ研究会において、同館の館長が話をされた、「一度に整えず、将来の市民にも負担してもらおう」という考え方にも共感した。

館の建物は、最寄り駅からバスで20分ほど

とやや距離があるが、企画展開催中は、展示に関連する上映会も定期的に開催されているそうなので、自分の町にあれば時々立ち寄るであろう、とても魅力的な館であった。

午後は寒川文書館と豊田市の研修会に参加した。

図書館との複合館である寒川文書館は、レファレンスの相互協力、資料収集の協力分担、コンピュータシステムの共有などのメリットを、そのまま地域住民もメリットとして感じているのではないかと思った。

合併後の旧町村文書の収集・整理を始めたばかりという豊田市は、まずは「良質なコンテンツ作り」に重きを置いているとのことであったが、こちらも将来、地域住民にとっての大事なコンテンツになるだろうと思った。

少々余談になるが、個人的には協賛企業の展示も全史料協全国大会の楽しみの一つにしている。今回は関東圏内での大会ということで出展が多く、以前より進化した資材に触れたり、色々な話も聞くことができ、あっという間に1日目は終了した。



協賛企業展示

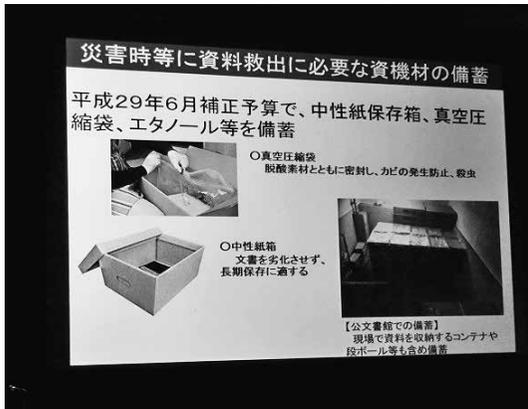
【2日目】

2日目は、9月に発生した台風18号に伴う大分県津久見市の福祉事務所の浸水被害支援について、調査・研究委員会の報告から始まった。10月2日から5日にかけての現地での作業の様子について、豊富なスライド写真と説明で作業経緯がよくわかる内容であり、短期間の作業で水損文書の水分が約18%までダウンしたとの結果には驚いた。また11月には国立公文書館が現地に赴きクリーニングの指導を行ったとのことであった。

災害被害は他人事ではない。しかし被害に遭った際に、どこに何を協力してもらうかは情報を持っていなければ要請ができない。津久見市の場合は、大分県公文書館や全史料協、さらに国立公文書館とも連携を取って早急に対応がなされた。質疑応答の中で、国文学研究資料館の青木陸氏が国立文化財研究所防災ネットワークについても仰っていたが、被害の大きさに関わらず、連携の重要性・迅速性について考えさせられた。

緊急時の連携に関して、次の大会テーマ研究会第1部報告2でも、鳥取県の新しい取組みの紹介があった。

鳥取県では、平成29年4月に「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」が施行された。これは、地域の知的資源である歴史公文書・古文書等を保有する県・市町村・県民等（法人その他団体含む）のそれぞれの責務・役割と、適切な保存・利活用のための相互連携・協力について定めたものである。その条例の中で、災害等により歴史公文書等の滅失・破損のおそれがある場合、県は、それらを保有するものと連携・協力をとり、必要に応じて適切な措置を講ずるものとしている。また、連携・協力を



鳥取県立公文書館の報告

関し、その中心的役割を鳥取県立公文書館が担うことも明記している。

この条例の制定により、6月の補正予算で、災害時の資料救出のための備蓄費用が計上されたそうだ。個人や民間団体の記録資料保有者は、自身にも努力規定を定められているが、条例により連携・協力体制が整ったことで心強く感じるであろう。すぐに同様のことが真似できるとは限らないが、一歩進んだ姿はとても参考になった。

第2部の座談会では、公文書館法成立30年間に振り返りつつ、次の段階に向けての討論

が繰り広げられた。

同法の施行によって、史料編纂のための資料収集・保存がしやすくなり、地域史の受け皿ができた点などの効果は様々あるが、「法律はできておしまいではなく、育てて使いやすいものにしていく」という話が印象的であった。公文書館法の改正は制定後30年のうちに1回のみであることに対し、博物館法は制定66年で22回（約3年に1回、図書館法もほぼ同じ）改正されており、今大会の研修会・報告でも、もう一度、公文書館法を見直すという発言があった。特に記録資料、公文書を取り巻く環境はさまざま、変化もし続けており、今後、博物館法や図書館法のように、時代に合わせた改正が行われるであろうと期待する。

公文書館法制定後30年、公文書館または公文書館機能を持つ施設の各都道府県の設置率は約80%で、現在は各市町村レベルでの設置への動きが進んでいるそうである。これまでも新築の公文書館のほか、元学校や元病院、今回のような元町議会場など、建物自体がその地域の記録となっている施設を訪れたが、今後どんな個性的？な公文書館に出会えるか楽しみである。

第43回全史料協全国(神奈川県相模原)大会を終えて

相模原市総務局総務部情報公開課

中村 昌宏

全史料協全国(神奈川県相模原)大会は、平成29年11月9日(木)・10日(金)の2日間、杜のホールはしもとをメイン会場に、相模原市立公文書館と相模原市立博物館を視察会場として、開催され、両日で246名の参加者があった。開催都市の大会事務局担当者として、大会を振り返りたい。

大会準備・企画について

当市で大会の会場の依頼があった際、懸念したことは、文書担当の職員、公文書館職員が少なく200人規模の参加者を迎えることができるかという点であった。

こういった大会では、会場の設定や人員の配置などのロジスティックス部分は元より、大会の内容であるサブスタンス部分にも配慮する必要があるからである。

また、昨今、どの都市でも文書管理担当の人員削減は課題になっていると思うが、本市も同様であり、特に夏場は通常業務の文書引継ぎと並行して大会の準備を行うことは難しいという事情があった。

しかしながら、条例施行・公文書館設置から3年が経過し、運用面で一区切りがつくこの節目の年に全国大会を行うことは、当市の事例が他都市の公文書管理・公文書館運営の参考になると捉え、引受けた経過があった。

三重大会では複合施設としての機能を最大限に活かした取組の紹介や新しいアーカイブズの姿を模索するため、「博物館でアーカイブズ」というテーマで開催したが、神奈川県相模原大会では、当市の特徴である公文書管理の条例化、あわせて公文書館法30周年という

視点から「公文書館法30年—今問われる公文書管理—」というテーマを設定して、大会の企画準備を行った。

1日目の研修会では相模原市立公文書館、相模原市立博物館を視察先として施設見学を行い、その後の研修会では初任者向けの「アーカイブズ入門」、館運営の中でのトピック的な話題である「市民協働によるデータベース構築」、今回のテーマでもある公文書管理に関して「豊田市の公文書管理」、開催地の地域資料に関して「用田村伊東宗兵衛家文書の整理と活用」の合計4つの分野の研修会を行うこととした。

2日目は、調査・研究委員会報告と大会テーマ研究会を開催した。大会テーマ研究会では2部構成とし、第1部に公文書管理条例を制定した地方自治体から県と市の取組を報告し、第2部で公文書館法30年を座談会という形で公文書館法にまつわる内容でコメントータに意見交換等を行うこととした。



会場の様子

アンケート結果等について

アンケート結果等の一部を雑ばくであるが紹介したい。

まず、研修会の視察は、バス移動・公文書館の収容人数などの条件により時間的にも人数的にも見学の範囲を制限したにもかかわらず、肯定的な意見が多かったことは幸いであった。

次に、ポスター・企業協賛・刊行物展示について前回から引き続きの課題である研修会場と展示を一体性については、工夫が必要との意見があった。

また、参加者別のデータについて整理したところ、組織別の参加者について、全体の参加者数は増加し、特にアーカイブズ機関の参加者が大幅に増加した。

所属については都道府県の参加者は減少したが、市区町村の参加者は増加した。この結果は会場都市の違いも影響があるが、取り上

げるテーマなどの影響があると考えられる。

これらの大会アンケートは、今後事務局で集計・公開する予定である。

今後に向けた課題

大会テーマに即した課題として、専門職の配置が挙げられる。常勤一般職員の確保が難しい中、地方公務員法及び地方自治法が改正され、非常勤特別職の任用条件が厳格化されるとともに、非常勤一般職員についても職、勤務条件等が大きく変わること、またアーキビストの職務基準の動向も踏まえ、登用の方法やアーキビストとして求める能力について、十分に検討していく必要がある。こういったことも含め、今後の当館の運営にも活かしていければと思う。

最後に、大会講師、報告者、各事務局、委員の皆様には色々御尽力いただいた。改めて、謝意を表したい。



相模原市立公文書館の視察



相模原市立博物館の視察

◆ ◆ ◆ 会 員 動 向 ◆ ◆ ◆

区 分	H29.9.1	入 会	退 会	H30.2.1 現在
機 関 会 員	139	2	0	141
個 人 会 員	296	2	3	295
合 計	435	4	3	436

◎新規会員

- (1)機関会員 九州大学大学文書館 [福岡県]、長岡市立中央図書館文書資料室 [新潟県]
 (2)個人会員 戸張 真 [埼玉県]、門馬 健 [福島県]

*敬称略。退会者と変更事項については省略しました。

◆会誌『記録と史料』第29号原稿募集のお知らせ◆

2019年3月刊行予定で、会誌『記録と史料』第29号の編集を開始します。
 「研究」、「アーキビストの眼」、「世界の窓」、「アーカイブズ・ネットワーク」や
 「書評と紹介」などの各コーナーの原稿を、随時募集しています。投稿希望の方は、
 2018年7月末日までに広報・広聴委員会にご連絡ください。
 会員の皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。

■編 集 後 記■

○会報第103号をお届けします。今回は平成29年11月に開催された相模原大会の特集号です。この大会では「公文書館法30年－今、問われる公文書管理－」をテーマに246人が集い、活発な議論が交わされました。会場となった相模原市をはじめ、報告者、展示の出展者など、大会に関わった全ての皆さまに、改めて感謝申し上げます。全史料協では記録資料の保存・活用をめぐって、会誌や会報でも意見交換が行われていますが、顔と顔を突き合わせて、交流を深めながら議論する全国大会の存在意義は大変大きいものです。今年11月の沖縄大会がさらに盛況になりますことを祈念申し上げます。なお、平成30年度は総会と大会を分けて開催します。総会は6月に岡山市で行います。こちらでもお目にかかりましょう。(た)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 会報103号 2018(平成30)年3月30日発行

全史料協事務局 岡山県立記録資料館

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1

TEL: 086-222-7838 FAX: 086-222-7842

広報・広聴委員会事務局 富山県公文書館

〒930-0115 富山市茶屋町33-2

TEL: 076-434-4050 FAX: 076-434-4093